

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月29日

【事業年度】 第22期(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (6161) 3660

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (6161) 3660

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (百万円)	18,888	28,470	32,193	30,564	30,950
経常利益又は経常損失 (百万円)	1,299	2,147	380	2,438	795
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	1,076	1,184	519	5,020	379
包括利益 (百万円)	1,409	650	780	5,210	624
純資産額 (百万円)	11,013	12,008	10,761	5,413	8,109
総資産額 (百万円)	18,141	21,911	22,003	24,157	22,235
1株当たり純資産額 (円)	170.61	180.65	159.76	79.44	110.60
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	18.51	18.62	8.05	76.94	5.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	17.79	17.12			5.28
自己資本比率 (%)	59.4	53.0	47.1	21.5	35.5
自己資本利益率 (%)	13.1	10.6	4.7	64.6	5.8
株価収益率 (倍)	48.0	65.4			94.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	637	1,750	154	202	1,553
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,271	3,779	4,096	2,399	389
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,505	1,877	1,176	6,026	1,557
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	6,169	5,985	3,184	6,584	7,094
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	860 (82)	1,016 (124)	1,175 (170)	1,161 (177)	1,009 (169)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人数を(外数)で記載しております。

3 第20期、第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4 第20期、第21期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2017年 6月	2018年 6月	2019年 6月	2020年 6月	2021年 6月
売上高 (百万円)	5,188	6,244	6,682	6,973	6,632
経常利益又は経常損失 (百万円)	794	618	449	1,659	732
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	748	398	858	4,579	1,106
資本金 (百万円)	3,482	3,556	3,647	3,703	4,756
発行済株式総数 (株)	65,852,400	66,927,600	67,497,200	68,043,800	74,146,800
純資産額 (百万円)	8,999	9,529	8,825	4,310	5,288
総資産額 (百万円)	14,834	17,987	18,520	20,477	19,354
1株当たり純資産額 (円)	141.33	147.20	134.08	64.47	73.18
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	0.50 ()	0.50 ()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	12.86	6.26	13.29	70.18	16.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	12.36	5.76			
自己資本比率 (%)	60.2	52.6	46.9	20.6	27.0
自己資本利益率 (%)	11.0	4.3	9.5	71.0	23.4
株価収益率 (倍)	69.0	194.3			
配当性向 (%)	3.9	8.0			
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	330 (12)	442 (11)	524 (12)	513 (15)	479 (10)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	121.9 (132.2)	167.1 (145.0)	102.6 (133.1)	36.9 (137.2)	71.5 (174.7)
最高株価 (円)	1,188	1,807	1,561	994	607
最低株価 (円)	593	610	604	176	229

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人数を(外数)で記載しております。
3 第20期、第21期、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4 第20期、第21期、第22期の株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5 最高株価および最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1999年7月	化粧品に関する消費者情報をデータベース化し、企業の各種マーケティング活動を支援することを目的として、有限会社アイ・スタイル（東京都世田谷区、資本金3百万円）を設立
1999年12月	インターネットのコスメ情報ポータルサイト「@cosme（アットコスメ）」をオープン
2000年1月	ネットイヤー・インキュベーション・キャピタル・コンソーシアムより出資を受け、資本金を6百万円へ増資
2000年4月	株式会社アイスタイル（資本金24百万円）へ組織変更
2000年6月	化粧品メーカーへの各種マーケティング支援サービスを本格始動
2000年7月	「@cosme」において広告枠の販売を開始し、メディア事業の運営を開始
2000年12月	本店を東京都渋谷区へ移転
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの運営するi-modeの公式サイトとして「i-mode版@cosme」をオープン
2002年11月	化粧品オンラインショッピングサイト「cosme.com（コスメ・コム）」（現 @cosme SHOPPING）をオープンし、EC事業の運営を開始
2003年6月	モバイル版「cosme.com」をオープン
2005年4月	本社を東京都港区に移転
2007年3月	店舗支援業務で提携をしていた株式会社たしろ薬品出資の株式会社コスメネクスト、ルミネエスト新宿に「@cosme STORE（アットコスメストア）」第1号店をオープン
2008年1月	転職・求人サイト「@cosme CAREER」をオープン
2008年2月	EC事業を目的として子会社「株式会社コスメ・コム」設立（資本金30百万円、当社出資比率100.0%の連結子会社）
	「@cosme STORE」の運営会社である株式会社コスメネクストに資本参加し連結子会社化、店舗事業の運営を開始
2010年1月	コスメ情報ポータルサイト「@cosme」のPCサイトを、より幅広く女性の美容をサポートする「美容系総合ポータルサイト」へとリニューアル
2010年9月	株式会社コスメネクストを完全連結子会社化
2010年12月	i-mode版「@cosme」にて有料サービスであるプレミアム会員サービスを開始
2012年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2012年5月	海外展開の本格化を目的として、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited（現 istyle China Corporation Limited）を設立
	「ispot」の運営会社である株式会社アイスタイルビューティソリューションズ（旧 株式会社サイバースター）に資本参加し連結子会社化
2012年8月	シンガポールにistyle Global (Singapore) Pte. Limitedを設立
2012年10月	中国にistyle China Co., Limitedを設立
2012年11月	インドネシアにPT. Creative Visions Indonesiaを設立
2012年11月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2014年7月	ビューティー・トレンド・ジャパン株式会社の全株式を取得
2014年11月	投資育成事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルキャピタル（現 株式会社アイスタイル）を設立
2014年12月	海外向け化粧品卸売事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルトレーディングを設立
2015年5月	株式会社アイスタイルビューティソリューションズを完全連結子会社化
	株式会社コスメ・コムがビューティー・トレンド・ジャパン株式会社を吸収合併
2015年7月	株式会社アイスタイルキャリアを設立
2015年9月	株式会社メディア・グローブの株式を取得し連結子会社化
	PT. Creative Visions Indonesiaの全株式をエキサイト株式会社に譲渡
2016年3月	株式会社ISパートナーズを設立
2016年7月	株式会社istyle makers設立準備会社（現 株式会社アイスタイルトレーディング）設立
2016年9月	株式会社Eat Smartの株式を取得し連結子会社化
	株式会社ユナイテッド・コスメの株式を取得し連結子会社化
2016年10月	istyle Retail (Hong Kong) Co., Limitedを設立
2017年5月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の株式を取得し連結子会社化
	i-TRUE Communications Inc.の株式を取得し連結子会社化
	istyle USA, Inc.を設立
2017年7月	MUA Inc.の株式を取得し連結子会社化
	株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併
2018年1月	株式会社アイスタイルウィズを設立
2018年4月	istyle Retail (Thailand) Co., Limitedを設立
2018年7月	株式会社コスメネクストが株式会社ユナイテッド・コスメを吸収合併
2020年1月	原宿に大型旗艦店「@cosme TOKYO」をオープン
2020年4月	株式会社アイスタイルが株式会社アイスタイルキャピタルを吸収合併
	株式会社アイスタイルトレーディングが株式会社アイメイカーズを吸収合併
2021年1月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の全株式を譲渡
2021年7月	株式会社コスメネクストが株式会社コスメ・コムを吸収合併。社名を株式会社アイスタイルリテールに変更

(注) 1 資本金について、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社22社、非連結子会社及び関連会社で構成されており、「@cosme（アットコスメ）」の運営により構築した事業基盤をプラットフォームとして確立し、化粧品・美容業界に特化した業界横断型のサービスを展開しております。

[主要連結子会社]

(株)コスメ・コム、(株)コスメネクスト、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)ISパートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Eat Smart、(株)Over The Border、(株)istyle me、istyle China Co., Limited、istyle Global (Singapore) Pte. Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、istyle USA, Inc.、MUA Inc.

上記以外に、連結子会社が5社あります。

当社及び当社の関係会社の事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) On Platform事業

当セグメントには、当社が運営するコスメ・美容の総合サイト「@cosme」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

(2) Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイトの運営「@cosme SHOPPING（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店である「@cosme TOKYO（アットコスメトーキョー）」や「@cosme STORE（アットコスメストア）」の運営が属しております。

(3) Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC、卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

(4) その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広いステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

[事業系統図]



上記以外に連結子会社が5社あります。関連会社については記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社コスメ・コム (注)5、7	東京都港区	60百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入 プロモーションサー ビスの仕入
(連結子会社) 株式会社コスメネクスト (注)6、7	東京都港区	95百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付 プロモーションサー ビスの仕入
(連結子会社) 株式会社アイスタイルト レーディング	東京都港区	50百万円	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社アイスタイル キャリア	東京都港区	51百万円	その他事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社ISパートナーズ	東京都港区	30百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 制作・運営・編集業 務の委託 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社メディア・グ ローブ	東京都港区	10百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 広告サービスの代理 販売 P R活動の外注 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社Eat Smart	東京都港区	62百万円	On Platform 事業	100.0 (4.9)	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付
(連結子会社) 株式会社Over The Border	東京都港区	5百万円	Global事業	100.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社istyle me	東京都港区	10百万円	On Platform 事業	80.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) istyle China Co., Limited	中華人民共和国	70百万円	Global事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付
(連結子会社) istyle Global (Singapore) Pte. Limited (注)3	シンガポール	(現地通貨) 41百万シン ガポールド ル	Global事業	100.0	役員の兼任 資金の借入
(連結子会社) istyle China Corporation Limited	香港	(現地通貨) 26百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任
(連結子会社) istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	香港	(現地通貨) 18百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) istyle Retail(Thailand) Co.,Limited	タイ	(現地通貨) 100百万タイ バーツ	Global事業	100.0 (25.0)	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付
(連結子会社) i-TRUE Communications Inc.	台湾	(現地通貨) 新台幣 35,575,000 元	Global事業	66.2 (26.1)	役員の兼任 資金の借入
(連結子会社) istyle USA, Inc. (注)3	米国	(現地通貨) 15百万 米ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 資金の貸付
(連結子会社) MUA Inc.	米国	(現地通貨) 200 米ドル	Global事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付
(連結子会社) その他5社					
(持分法適用関連会社) 株式会社iSGSインベ ストメントワークス	東京都港区	10百万円	その他事業	34.0	役員の兼任
(持分法適用関連会社) LiME株式会社	東京都新宿区	90百万円	On Platform 事業	37.9	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。
- 3 特定子会社であります。
- 4 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 5 株式会社コスメ・コムについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。
- 主要な損益情報等
- | | |
|-------|-----------|
| 売上高 | 8,313 百万円 |
| 経常利益 | 186 百万円 |
| 当期純利益 | 121 百万円 |
| 純資産額 | 696 百万円 |
| 総資産額 | 2,515 百万円 |
- 6 株式会社コスメネクストについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。
- 主要な損益情報等
- | | |
|-------|------------|
| 売上高 | 11,033 百万円 |
| 経常損失 | 522 百万円 |
| 当期純損失 | 464 百万円 |
| 純資産額 | 153 百万円 |
| 総資産額 | 5,053 百万円 |
- 7 株式会社コスメネクストは2021年7月1日付で株式会社コスメ・コムを吸収合併し、株式会社アイスタイルリテールに社名変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	468 (16)
Beauty Service事業	244 (84)
Global事業	131 (37)
その他事業	63 (26)
全社 (共通)	103 (6)
合計	1,009 (169)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数を記載しております。
- 3 Global事業の従業員数減少の主な理由は、マレーシアで化粧品のECサイトを運営するHermo Creative (M) Sdn. Bhd.の株式を譲渡したことにより、連結の範囲から外れたことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
479 (10)	34.7	4年8ヶ月	5,305

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	369 (4)
Global事業	5 (-)
その他事業	2 (-)
全社 (共通)	103 (6)
合計	479 (10)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合は結成されておきませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、市場に最適な仕組みや価値観 = “style” を創造し続けるべく、「生活者中心の市場創造」をビジョンに掲げ、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」のメディア運営を開始し、多くの女性に支持されてまいりました。現在、当社グループは「@cosme」を中核に多様な事業を展開しており、メディアのみならずEC運営・店舗運営・人材サービスなどを含むコスメ・美容業界に関する総合的なプラットフォームとして成長してまいりました。

しかしながら、目まぐるしく環境が変化する中、新たなユーザーニーズやクライアントの課題に添えていくことが今後の継続的な発展に必要なだと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の収束の目途が立たず、当社グループにおきましては、お客様、取引先、従業員等の安全を最優先に捉え業務を遂行するとともに、事業の継続に重点を置き対応してまいります。

長期的な企業ミッション

当社グループが提供する総合的なコスメ・美容業界特化型プラットフォームの質を高め、領域を広げることで海外も含め事業を拡大することを目指しております。その上で、以下の事項を事業展開における主要な課題として認識し、今後取り組んでまいります。

1. サービス間の連携による提供価値向上

メディア・ECのデジタル領域からリアル領域の化粧品専門店の運営をはじめとして多岐に渡る事業を展開しており、これらのサービスを複合的に提供することで、お客様やブランドとの接点を増やしてまいりました。今後は、更にサービス間の連携を強化し、より多くのお客様/ブランドにサービスが提供できるよう取り組みを強化してまいります。

2. 経営資源の再配分と生産性の最大化

2016年8月に発表した中期経営計画に沿って、中長期の成長を目指して事業領域の拡大を進めてまいりましたが、事業を取り巻く環境が当初の想定から大きく変化しており、柔軟かつ機動的に対応する必要が出てまいりました。それに伴い、国内におけるサロン事業の撤退や海外事業の一部撤退等を行い、経営資源を収益性の高い事業へ集中し、生産性の最大化を目指してまいります。今後も事業環境は様々に変化していくと思われませんが、都度柔軟に対応してまいります。

3. 海外戦略の見直し

近年の中国をはじめとするアジア各国の経済成長に伴う美容関連市場の拡大を見込み、積極的に海外へ事業展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大等の要因により大きな影響を受けております。引き続き海外展開は必要と考えておりますが、今後は資金・人的リソースの配分を効率的に行いながら、サービスの展開と収益力強化に努めてまいります。

4. 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、今後事業が拡大するステージにおいて、グループを横断した内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

5. 生活様式変化への対応

今後も新型コロナウイルス感染症等の疫病や大規模な自然災害の発生により、社会全体において生活様式の変革が起こる可能性があります。生活者のコミュニケーションや購買行動に大きな変化が起こる場合には柔軟かつ機動的に対応し、都度状況に合った新しい体験価値の提供を進めたいと考えております。また、就業環境におきましても働き方が多様化している中で、社員が業務パフォーマンスを発揮できる制度・環境を整備することで、事業を継続的に成長できるよう対応してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業環境について

(1) インターネット市場について

当社グループは、インターネットを利用した美容分野に関する各種事業を展開しております。インターネット市場は、今後も中長期的には成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やその他予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新への対応について

インターネット関連分野においては活発な技術革新が行われており、当社グループとしても、技術革新に応じたシステム拡充及び事業戦略の修正等を迅速に行う必要があるものと考えております。システム部門を中心に、AIやIoT等をはじめとする新しい技術動向を注視しており、迅速にシステム開発を行える体制を敷いております。しかしながら、予期しない技術革新等があった場合、その対応に係る追加のシステム開発費用が発生する可能性があります。また、システム開発等の適切な対応に支障が生じた場合には、各事業における競争力低下及びユーザーの流出等を招く可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 美容関連市場について

当社グループは、美容関連市場を事業領域として事業を展開しております。その中でも、主たる事業領域である化粧品関連市場は、その広告宣伝活動や消費動向等について、比較的景気変動等の影響を受けにくい特徴があるものと認識しておりますが、今後において、新型コロナウイルス感染症による生活者の生活様式の変化など当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業展開について

(1) BeautyPlatform「@cosme」について

当社グループは、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」を基盤としたBeautyPlatformの収益構造の強化に向けてBtoCサービス、BtoBサービスの拡充を図っております。しかしながら、かかる取り組みがサービス利用者のニーズを捉えられず、サービス利用者が減少した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) サイト運営の健全性等について

@cosmeでは、登録会員が化粧品等の使用感や商品の評価(クチコミ)を自由に投稿することが可能ですが、サイト運営に関して、利用規約、ガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、登録会員の適切な利用を促すよう努めております。また、クチコミは、同一登録会員による1商品に対する投稿が1度に限られる旨ガイドラインにて取り決めるとともに、外部委託を含む投稿内容の全件監視体制を構築しており、登録会員の実際の商品評価に基づかない恣意的な投稿、一部当社グループとしてサイト運営上容認できない、誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿等を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、サイト内の不適切な投稿について、当社グループが十分に対応できず、サイトの健全性を維持できなかった場合には、ユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店政策、新業態開発について

当社グループでは、「@cosme TOKYO」と同様の旗艦店及び小売店舗「@cosme STORE」の出店を当社の財政状態及び経営成績や事業環境を鑑みて、収益性の向上に資すると判断されたものに行う予定です。しかし、市場環境が急激に変化する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、経済環境の著しい変化等により、店舗の必要性が低下し、事業計画における店舗の収益計画に対して大きな乖離が発生した場合等には、店舗において使用する固定資産に関して減損損失を計上する必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 在庫について

当社グループでは、適切な在庫管理と販売予測により、品切れによる販売機会ロス削減と過剰在庫の防止を行っておりますが、販売予測を誤った場合には在庫不足または過剰在庫となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規事業展開について

当社グループでは、化粧品小売店以外の美容サービスへの進出など新たな美容関連事業への進出を中長期で目指しております。しかしながら、顧客のニーズを満たす美容サービス・商品等の提供ができなかった場合や、市場環境の変化により計画通りに事業展開できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外事業展開について

当社グループでは、海外事業における化粧品等の商品卸・EC販売に加え、店舗運営や美容系ポータルサイトの展開など中長期での本格進出を目指しております。しかし、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商慣習の違い等をはじめとする潜在的リスクに対処出来ないこと等により事業を推進していくことが困難となった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外事業の現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートによる為替変動リスクを受ける可能性があり、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 業務提携・M&Aについて

当社グループでは、中長期での事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、当社グループのサービスと親和性の高い企業との業務・資本提携やM&Aを通じた事業の拡大に適宜取り組んでおります。しかしながら、被買収企業との融合又は提携先との関係構築・強化が予定通り進捗しない場合、統合又は提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合、何らかの理由により当該業務提携が解消された場合など、投資に要した資金、時間その他の負担に見合った利益を回収できない可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、会計基準に従ってかかるのれんを今後一定の期間にわたり償却いたしますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断される場合には、当該のれんについて減損損失を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

当社グループが運営する@cosmeは、女性ユーザーを中心に支持を得ているものと認識しております。当社グループは、@cosmeの収益構造強化を進めるとともに、インターネットを利用した美容分野での事業展開を図っていく方針であります。当該各事業分野に大手企業が参入するなどし、競争が激化した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. コンプライアンスについて

(1) 法的規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報保護に関する法律等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業

を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報の保護について

当社グループは、サービスの提供に際して、登録会員の個人情報（名前、メールアドレス、性別、住所、職業、生年月日、肌質、髪質、クチコミ履歴、購入履歴等）を取得していることから、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループでは、個人情報の保護の徹底を図るべく、個人情報の保護の方針を定め、当方針の遵守を徹底するよう努めるとともに、個人情報の取扱いに関する社内教育を行うなど、管理運用面についても、慎重を期しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報等について、漏洩、改ざん、不正使用、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態が発生する可能性が完全に排除されているとはいえ、これらの事態が発生した場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループへの損害賠償請求、当社グループの信用の低下等によって、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社グループは、主として新規事業開始前に第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況を外部の弁理士等を通じて調査するとともに、必要に応じて当社グループの知的財産権の登録等について国内及び海外で申請することで、知的財産権に関わるリスクが発生しないよう随時対応しております。しかしながら、当該調査をしても第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況が明確に判明せず、当社グループが、結果として第三者の保有する特許権、商標権等の知的財産権を使用したこと等により、第三者の当該知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求等を受ける可能性があります。当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、ユーザーが投稿したクチコミを、広告又は販促物等に使用することを目的として有償で提供する場合があります。この場合において、当社グループでは、当該クチコミについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、会員登録時に、投稿したクチコミを当社が利用することを定めた利用規約への同意を得ておりますが、当該クチコミの利用において、権利処理に関連した投稿者本人からのクレーム等に起因する風評問題等が発生した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟発生について

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

4. その他

(1) システム投資等について

インターネットにおける技術・サービス等の急激な変化や当社グループの計画を上回る急激な会員数及びサイト閲覧件数の増加があった場合、システム投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、システム投資、減価償却費負担の増加や減損損失の計上が想定され、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システム障害及びセキュリティ対策について

当社グループが営む事業は、主としてインターネット環境におけるサービス提供であり、サーバー等の各種機器及び通信回線等を利用しております。当社グループは、サービスの安定供給を図るために、地震に対応可能な耐震

構造を備えたデータセンターを利用し、また、システムの構造について、ファイアーウォールソフトの導入により当社サーバーへの外部からの不正アクセスを遮断するとともに、サーバー上で稼動するOSレベルでのセキュリティを設定する等の二重の防護策を実施した上で、定期的に脆弱性の点検を行い、不正アクセスやウィルスの感染の対策を実施しております。しかしながら、電力供給の停止、通信回線の遮断、ソフトウェア又はハードウェアの不具合、自然災害、その他当社グループの想定しないシステム障害等が生じた場合や、外部から当社サーバー等への不正侵入といった犯罪行為である不正アクセスがなされた場合に起因し、ユーザーが当社サービスを利用できなくなった場合には、信用低下や損害賠償等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である吉松徹郎は創業者であり、当社設立以来、最高経営責任者として代表取締役を務めております。同氏は、インターネット業界を中心とする人的ネットワーク等を通じて現在の事業基盤を構築してきた経緯から、インターネット関連業界に精通しており、同業界に事業基盤を有する当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。当社グループにおいては、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人員の獲得及び育成について

当社グループは、経営計画及び事業方針のもと、適宜事業拡大や新規事業の展開を行っており、その都度、必要に応じて人材の確保が必要であると考えております。特に、事業基盤を拡大・成長させていくための高度なマネジメント能力やシステム技術分野のスキルを有する人材確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着を図るよう努めていく方針であります。しかしながら、当社グループの求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 投資について

当社グループは、日本国内外における美容関連及びインターネット関連の企業に対して投資を実施しております。投資先企業は非上場企業が中心であることから、その将来性において不確定要素を多数抱えており、市場環境等の外部要因だけでなく、経営管理体制等の内部要因により業績が悪化するなど、投資先企業の今後の業績の如何によっては、当社グループ保有の投資有価証券等の減損損失等を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権等に加え、今後付与される新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

(7) 災害・有事等について

当社グループの主要な拠点である日本の首都圏、中国等において大規模な自然災害・疫病の蔓延・国際紛争等が発生した場合には、サービスの提供等が停止する可能性もあり、当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、これらの有事の場合に備え、事業継続計画等の対応策を策定しておりますが、物的、人的損害が甚大である場合には、当社グループの業務継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。会計方針の選択・適用、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の相対的な開示には、経営者が過去の実績等を勘案し、実態に即した合理的な見積り・判断をしております。

特に、当社グループの主要資産であるソフトウェアに関しては、管理系のもを除き、急速なインターネット業界の成長を勘案して、償却年数を2年（有税償却）としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

(2) 経営成績

（業績等の概要）

化粧品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費者の購買意欲の低下や、外出自粛による化粧をする機会の減少、インバウンド需要の蒸発などにより、依然として景況感が厳しい状況にあります。各化粧品メーカーはこの状況を受け、広告媒体のデジタルシフト、EC販売の強化などDX¹を推進していく傾向が強くなり、これによりプラットフォームとしてメディア・EC・店舗を一体化したサービスを提供する当社グループが享受できる事業成長の機会は、増加するものと見込んでおります。

当社グループは、前期におけるGlobal事業や新型コロナウイルス感染症の影響による国内各種事業の業績悪化から再度成長軌道に乗せるため、当連結会計年度においては不採算事業の整理・撤退ならびに収益部門の強化に注力しております。

売上高におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として低調な推移となっておりますが、Beauty Service事業のECが大幅に成長したことで前年同水準での着地となりました。

営業利益におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている大型旗艦店「@cosme TOKYO（アットコスメトキョー）」（2020年1月オープン。以下、「大型旗艦店」という。）及び香港店舗の業績不振により連結全体で赤字となりましたが、Beauty Service事業のECの業績貢献や、Global事業をはじめ各事業における徹底した収益性改善により、前年同期比で赤字額を約17億円縮小いたしました。依然として厳しい状況ではありますが、第4四半期連結会計期間では営業利益の黒字を達成し、通期営業利益率においても前年同期 7.6%から2.0%まで改善したことにより、通期での黒字化に近づきました。

その他、持分法による投資損失194百万円を営業外費用に計上しました。また、マレーシアのEC運営会社の譲渡に伴う関係会社株式売却損173百万円や海外店舗の整理・撤退に伴う損失及び減損149百万円等を計上したことにより特別損失が456百万円となった一方で、海外における投資有価証券売却益1,772百万円の計上により特別利益は1,809百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	30,950百万円（前年同期 30,564百万円 / 前年同期比 1.3%増）
営業損失	604百万円（前年同期 営業損失 2,325百万円）
経常損失	795百万円（前年同期 経常損失 2,438百万円）
税金等調整前当期純利益	558百万円（前年同期 税金等調整前当期純損失 5,000百万円）
親会社株主に帰属する当期純利益	379百万円（前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失 5,020百万円）

1 デジタルトランスフォーメーションの略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応しデータとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

On Platform事業

当セグメントには、当社が運営するコスメ・美容の総合サイト「@cosme（アットコスメ）」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりクライアントの予算の保守化が継続していることを受けて、広告・ソリューションサービスが減収となりました。しかしながら、第4四半期連結会計期間においては、クライアントに対して“広告・販促施策が売上に繋がっている”実感を醸成するため、マーケティングサービス「ブランドオフィシャル」による分析と、その分析に基づいた広告・販促プロモーション施策、当社ECでの販売までの一貫した販売戦略を実施し、当該期間の売上高は前年同期比で増収となりました。

その結果、「ブランドオフィシャル」の導入数も、前述の販売戦略により第4四半期連結会計期間においては大きく増加に転じました。

営業利益におきましては、前期に発生した一過性のソフトウェア償却費が本期はないため、増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	6,981百万円（前年同期 7,720百万円 / 前年同期比 9.6%減）
営業利益	1,313百万円（前年同期 1,194百万円 / 前年同期比 10.0%増）

Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme SHOPPING（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店「@cosme STORE（アットコスメストア）」や大型旗艦店の運営等、国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした外出自粛による需要増やECのスペシャルイベント「@cosme Beauty Day（アットコスメビューティーデー）」の寄与、継続的なMD強化やキャンペーン施策などにより、売上高は38.9%増と引き続き高い成長率を維持しております。

店舗におきましては、2021年1月と4月に発令された緊急事態宣言の影響により来店客数が減少したこともあり、依然として厳しい状況が続いておりますが、大型旗艦店の売上寄与により増収となりました。

営業利益におきましては、ECの大幅な成長や店舗における経費削減、大型旗艦店のオープン前における先行費用がなくなったこと等により赤字幅が縮小し、下半期においては黒字転換いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	18,260百万円（前年同期 15,300百万円 / 前年同期比 19.3%増）
営業損失	271百万円（前年同期 営業損失 685百万円）

Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

EC・卸売におきましては、売上拡大より黒字化を優先する方針に前期から転換したことに加え、マレーシアのEC運営会社を譲渡したことにより減収となりました。

店舗におきましては、香港における新型コロナウイルス感染症の影響で客足の戻りが鈍いことや、前期第3四半期に台湾の4店舗を全て閉鎖したことにより減収となりました。

営業利益におきましては、前期から実施しております不採算事業の整理・撤退により赤字を大幅に縮小し、第4四半期連結会計期間においては営業損失11百万円と黒字化目前にまで収益性を改善いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	4,660百万円（前年同期 6,168百万円 / 前年同期比 24.5%減）
営業損失	157百万円（前年同期 営業損失 789百万円）

その他事業

当セグメントには、美容部員を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

人材派遣事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となりました。

投資育成事業におきましては、当連結会計年度における営業投資有価証券の売却がほぼなかったため、減収となりました。

営業利益におきましては、取得価額が実質価額と著しく乖離する営業投資有価証券に対して53百万円の減損処理等を行ったため赤字となっておりますが、人材派遣事業における経費削減によって下半期においては黒字転換いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高 1,049百万円（前年同期 1,376百万円 / 前年同期比 23.8%減）
営業損失 18百万円（前年同期 営業損失 213百万円）

(3) 生産、受注及び販売の状況

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	1	105.7
Beauty Service事業	11,888	10.3
Global事業	2,804	27.1
合計	14,693	0.5

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間取引については相殺消去しております。
3 金額は、仕入価格によっております。

受注実績

当社グループは概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	6,981	9.6
Beauty Service事業	18,260	19.3
Global事業	4,660	24.5
その他事業	1,049	23.8
合計	30,950	1.3

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間取引については相殺消去しております。
3 主な相手先別の販売実績については、該当事項はありません。

(4) 財政状態

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,922百万円減少し、22,235百万円となりました。

当連結会計年度末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ645百万円減少し、13,424百万円となりました。これは主に、現金及び預金が558百万円増加したものの、商品が932百万円、その他流動資産が344百万円減少したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,277百万円減少し、8,811百万円となりました。これは主に、有形固定資産が698百万円、投資有価証券が496百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ4,618百万円減少し、14,126百万円となりました。

当連結会計年度末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ3,271百万円減少し、5,881百万円となりました。これは主に、短期借入金が1,500百万円、1年内返済予定の長期借入金が686百万円、支払手形及び買掛金が242百万円、未払金が211百万円、流動負債のリース債務が205百万円減少したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ1,347百万円減少し、8,245百万円となりました。これは主に、長期借入金が965百万円、固定負債のリース債務が305百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ2,696百万円増加し、8,109百万円となりました。これは主に、株式会社ロコガイドからの第三者割当増資の払込等により、資本金が1,053百万円、資本剰余金が1,054百万円増加したこと、また、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、利益剰余金が379百万円増加したこと等によるものであります。

(5) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ509百万円増加し、残高は7,094百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、1,553百万円(前年同期は202百万円の支出)であります。

この主な要因は、投資有価証券売却益1,772百万円の計上に対し、税金等調整前当期純利益558百万円、たな卸資産の減少額873百万円、非資金取引である減価償却費1,738百万円の計上等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果得られた資金は、389百万円(前年同期は2,399百万円の支出)であります。

この主な要因は、無形固定資産の取得による支出1,256百万円、有形固定資産の取得による支出184百万円があったものの、投資有価証券の売却による収入2,111百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用された資金は、1,557百万円(前年同期は6,026百万円の収入)であります。

この主な要因は、株式会社ロコガイドからの第三者割当増資の払込等による株式の発行による収入2,091百万円があったものの、短期借入金の純減少額1,500百万円、長期借入金の返済による支出1,652百万円、リース債務の返済による支出488百万円等があったことによるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2017年6月期	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期
自己資本比率 (%)	59.4	53.0	47.1	21.5	35.5
時価ベースの自己資本比率 (%)	309.1	356.8	220.0	72.5	167.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (%)	615.0	321.1	4,754.4	-	712.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	95.3	158.2	29.1	-	-

(注) 1. いずれも連結ベースの財務数値により計算しています。

2. 株式時価総額は、期末株式終値×期末発行済株式総数(自己株式数を除く)により算出しております。
3. キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しています。
4. 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としています。
5. 2020年6月期は営業キャッシュ・フローがマイナスであるため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)を、2020年6月期、2021年6月期は営業利益がマイナスであるため、インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)を、記載しておりません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの所要資金は、大きく分けて、ソフトウェア開発、出資・貸付等の投融資資金と経常の運転資金となっております。

これら所要資金のうち、ソフトウェア開発に伴う投資、出資・貸付等の投融資関連については、自己資金及び銀行からの長期借入により調達しております。

また、経常の運転資金については、銀行からの短期借入やグループCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)によるグループ資金の有効活用で対応しております。また、株式会社ロゴガイドから第三者割当増資の払込による資金調達も実行しました。

当連結会計年度の設備投資は総額1,296百万円であり、その内訳は、店舗設備の投資等の有形固定資産として56百万円、ソフトウェア開発等の無形固定資産として1,241百万円であります。

現状、ソフトウェア開発に伴う投資に必要な事業資金は確保されていると認識しております。

資金の流動性については、グループCMSによりグループ各社における余剰資金の有効活用に努め、更に金融機関との間で当座貸越契約を締結すること等により、急な資金需要や新型コロナウイルス感染症等の不測の事態にも備えております。今後につきましても、事業の業績拡大期には先行的に運転資金が増大するビジネスであること、事業拡大に伴いソフトウェア投資の増加が見込まれること等を考慮して、十分な流動性を維持していく考えです。

4 【経営上の重要な契約等】

(子会社の株式譲渡)

2021年1月19日開催の取締役会において、Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.の全株式を譲渡する決議をし、同日に、MOK CHIUN SHYONGと株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式売却の目的

不採算事業を見直し、業績を改善するため

(2) 譲渡の相手先の名称

氏名	MOK CHIUN SHYONG
住所	Johor Bahru, Malaysia

(3) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称	Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.
事業内容	マレーシアにおける化粧品ECサイトの運営
当社との取引内容	重要な取引はありません

(4) 譲渡株式数、譲渡価格及び譲渡前後の株式の状況

譲渡前の所有株式数	605,756株 (議決権の数：605,756 個) (議決権所有割合：83.1%)
譲渡価格	0 百万円
譲渡株式数	605,756株 (議決権の数：605,756 個)
譲渡後の所有株式数	- 株 (議決権の数：- 個) (議決権所有割合：- %)

(5) 譲渡日程

当社取締役会決議	2021年1月19日
株式譲渡契約締結日	2021年1月19日
株式譲渡日	2021年1月19日

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む）の総額は、1,296百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、その主なものは次のとおりであります。

（1）On Platform事業

当連結会計年度の主な設備投資は、「@cosme」に係るシステム開発に伴うソフトウェア開発費用などを中心とする総額1,165百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（2）Beauty Service事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の設備などを中心とする総額112百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（3）Global事業

重要な設備投資、除却又は売却はありません。

（4）その他事業

重要な設備投資、除却又は売却はありません。

（5）全社

当連結会計年度の主な設備投資は、当社の本社資産などを中心とする総額18百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物	ソフト ウェア	リース資 産	その他	合計	
本社 (東京都)	On Platform 事業	業務施設	5	2,533	17	150	2,704	369(4)
本社 (東京都)	全社(共通)	業務施設	125	23	5	165	318	103(6)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(2) 国内子会社

2021年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物	ソフトウェア	リース資産	その他	合計	
(株)コスメネクスト	本社 (東京都) 店舗 (東京都) (神奈川県) (愛知県) (大阪府) (兵庫県) (熊本県) (北海道) (福岡県) (埼玉県) (群馬県) (石川県) (富山県)	Beauty Service 事業	業務施設 店舗施設	969	90	10	304	1,372	201(78)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
 4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(3) 在外子会社

2021年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物	ソフトウェア	リース資産	その他	合計	
istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	本社 (香港) 店舗 (香港)	Global 事業	業務施設 店舗施設	41	8	271	8	328	42(34)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
 4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手 予定 年月	完成 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	本社 (東京都)	On Platform 事業	ソフトウェア	1,343	175	自己資金 および借 入金	2021年7 月	2022年6 月	既存サービスの 改良および 新規サービス への対応

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	74,146,800	74,146,800	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	74,146,800	74,146,800		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

第9回新株予約権（2015年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1
新株予約権の数(個)	24,000 (注)1、7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800,000 (注)1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	397 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2021年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。

2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額以上となった場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

（a）営業利益が2,100百万円以上となった場合：行使可能割合50%

（b）営業利益が3,000百万円以上となった場合：行使可能割合100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下、「権利継承者」という。）に限り、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は、権利継承者が保有する本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

- 6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- 7 新株予約権付与時の新株予約権の数は48,000個、新株予約権の目的となる株式の数は9,600,000株でしたが、付与対象者の一部放棄により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

第14回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年8月3日取締役会決議）

決議年月日	2016年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	872 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年8月5日～2021年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 872 資本組入額 436
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2021年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2021年8月31日）において、行使期間満了に伴い全て消滅しております。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を

含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

- 4 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第15回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年9月21日取締役会決議）

決議年月日	2016年9月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 2
新株予約権の数(個)	300 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	804 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年9月24日～2021年9月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 804 資本組入額 402
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2021年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込すべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- 起算日から1年を経過した日から1年間

- 当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の分割行使はできないものとする。(新株予約権1個を最低行使単位とする。)
その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 4 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。
その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 6 新株予約権付与時の新株予約権の数は600個、新株予約権の目的となる株式の数は60,000株でしたが、付与対象者の新株予約権の権利行使等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

第21回新株予約権（2020年4月3日取締役会決議）

決議年月日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,122 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 212,200 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2021年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年4月2日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である21円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期及び2022年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている

場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDA が 4,500 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

B) EBITDA が 5,000 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

C) EBITDA が 5,500 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記 3 . の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 5 取引日連続して、本新株予約権発行決議日の 1 取引日前日終値の 50% を下回った場合は、その時点において、上記 3 . の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 . に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 新株予約権付与時の新株予約権の数は2,810個、新株予約権の目的となる株式の数は281,000株でしたが、付与対

象者の退職による権利の喪失等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

第22回新株予約権（2020年4月3日取締役会決議）

決議年月日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2021年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年4月2日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である21円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期、2022年6月期、2023年6月期、及び2024年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDA が 5,500 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

B) EBITDA が 6,000 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

C) EBITDA が 7,000 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記 3 . の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 5 取引日連続して、本新株予約権発行決議日の 1 取引日前日終値の 50% を下回った場合は、その時点において、上記 3 . の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3 . に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、資本の増強と財務基盤の強化を目的として、行使価格を固定して第三者に割り当て、当該割当先の行使に伴って資本が増加する仕組みの新株予約権を発行しております。

第23回新株予約権（2020年6月5日取締役会決議）

決議年月日	2020年6月5日
割当先	株式会社ワイ
新株予約権の数（個）	90,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 9,000,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	305（注）2、3
新株予約権の行使期間	2020年6月23日～2022年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 305 資本組入額 153
新株予約権の行使の条件	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2021年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年8月31日）において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は90,000個とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本項第(2)号および第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第3項の規定に従って行使価額（第2項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第2項に定める調整前行使価額および第3項に定める調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第3項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 行使価額は、金305円とする。ただし、行使価額は第3項の規定に従って調整されるものとする
- 3 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額

の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。

4 各本新株予約権の一部行使はできない。

5 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日以降、会社法第273条および第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合または取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合、市場環境および他の資金調達手法等を総合的に検討し、本新株予約権者に対し、本新株予約権の全部または一部の行使を請求（以下「行使指示」という。）することができる。
- (4) 本新株予約権者は、当社から、前号に基づく行使指示を受けた場合には、東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに行使指示のなされた本新株予約権につき、行使請求をするよう努める。

6 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権を行使することのできる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由および取得条件

第4項および第5項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年7月1日 ~2017年6月19日 (注)1	768,400	61,296,800	38	1,647	38	1,418
2017年6月20日 (注)2	4,200,000	65,496,800	1,824	3,471	1,824	3,242
2017年6月21日 ~2017年6月30日 (注)1	355,600	65,852,400	12	3,482	12	3,254
2017年7月1日 ~2018年6月30日 (注)1	1,075,200	66,927,600	73	3,556	73	3,327
2018年7月1日 ~2019年6月30日 (注)1	569,600	67,497,200	91	3,647	91	3,418
2019年7月1日 ~2020年6月30日 (注)1	546,600	68,043,800	56	3,703	56	3,474
2020年7月1日 ~2020年11月24日 (注)1	3,000	68,046,800	1	3,703	1	3,475
2020年11月25日 (注)3	6,100,000	74,146,800	1,052	4,756	1,052	4,527

(注)1 新株予約権の権利行使による増加であります。

2 有償一般募集(海外募集による新株式発行)

発行価格 909円 引受価額 868円6銭

資本組入額 434円3銭

3 有償第三者割当 発行価格345円

資本組入額 172円5銭

割当先 株式会社ロコガイド

(5) 【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		20	22	57	72	26	10,000	10,197	
所有株式数(単元)		111,887	15,076	183,484	221,289	1,852	207,816	741,404	6,400
所有株式数の割合(%)		15.09	2.03	24.74	29.84	0.24	28.03	100.00	

(注) 自己株式2,693,567株は、「個人その他」に26,935単元、「単元未満株式の状況」に67株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
吉松 徹郎	東京都渋谷区	7,156,947	10.01
株式会社ワイ	東京都目黒区目黒一丁目1番33号	6,112,000	8.55
株式会社ロコガイド	東京都港区三田一丁目4番28号	5,186,700	7.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,960,000	5.54
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号)	3,872,200	5.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,181,800	4.45
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,574,300	3.60
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,148,500	3.00
一般財団法人築国際育英財団	東京都渋谷区桜丘町24番5号	1,903,900	2.66
Zホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	1,846,400	2.58
計		37,942,747	53.10

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式が2,693,567株あります。
2 役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

- 3 2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーおよびその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2020年12月3日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	10,171,400	13.72
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	567,100	0.76

- 4 2021年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2021年7月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	3,100,600	4.18
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	860,100	1.16

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,693,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 71,446,900	714,469	
単元未満株式	普通株式 6,400		
発行済株式総数	74,146,800		
総株主の議決権		714,469	

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	2,693,500		2,693,500	3.63
計		2,693,500		2,693,500	3.63

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	34	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,693,567		2,693,567	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

また、当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

一方、内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

なお、事業への投資を優先するため、2019年6月期より定期配当を中止することいたしました。今後は、事業成長による企業価値の向上によって、株主の皆様へ報いてまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

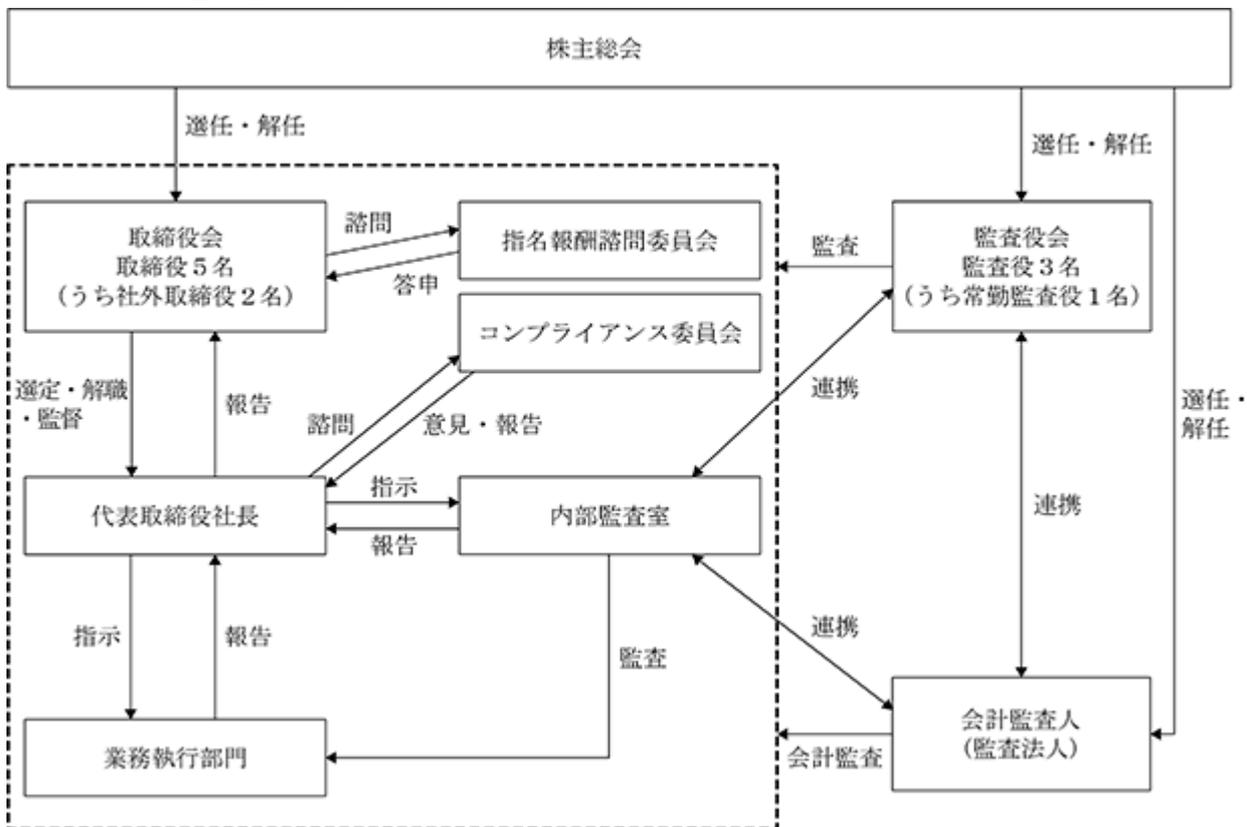
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの事業基盤であるコミュニティサイトは、生活者より「中立的で信頼できる」との評価を得ることが基本的な成立要件であり、生活者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社グループが外部環境変化の著しいIT業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、業務執行の機動性を確保し、業務執行の監督を適切に監督する観点から、監査役会設置会社を採用しており、法定の機関として、株主総会、取締役会、取締役会、監査役及び監査役会、並びに会計監査人を設置しております。また、当社の事業規模に応じた、当社に相応しい実効的かつ効率的なガバナンス体制を確立することを目的として、任意の機関として、経営会議を設置するほか、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会、代表取締役社長の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

当社の企業統治の体制図は、以下のとおりであります。



氏名	役職名	取締役会	監査役会	経営会議	指名報酬 諮問委員会	コンプライ アンス委員 会
吉松 徹郎	代表取締役社長				○	○
菅原 敬	取締役	○		○		
山田 メユミ	取締役	○		○		
那珂 通雅	取締役（社外取締役）	○				
宇佐美 進典	取締役（社外取締役）	○				
原 陽年	監査役（社外監査役）	○		○	○	○
都 賢治	監査役（社外監査役）	○	○			
伊藤 章子	監査役（社外監査役）	○	○			
業務執行部門責任者				○		○
関連部室長				○		○

： 討議機関の委員長又は議長、○：当該機関の構成員等

a 取締役会

取締役会は、取締役5名（社外取締役2名）で構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する基本方針について意思決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、取締役会には、監査役3名（社外監査役3名）が毎回出席し、意思決定や職務執行状況の適法性等の監査を行っております。

b 監査役及び監査役会

監査役は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の監査役3名（社外監査役3名）を選任し、その全員が取締役会に、また常勤監査役が経営会議を含む重要な会議体及び委員会等に出席して、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況を調査するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

また、監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査方針を決定し、各監査役の監査結果の報告及び協議を行っております。

c 経営会議

経営会議は、代表取締役社長を含む取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役及び業務執行部門における各責任者等により構成され、毎週1回開催しており、経営計画、経営戦略等の経営に関する重要事項を審議し、またその業務の執行状況を報告・監督しております。

d 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成され、取締役の指名に関する方針及び選解任に関する事項並びに取締役の報酬等に関する方針及び取締役個々の報酬等の内容について取締役会からの諮問に対し、適切な答申を行っております。

e コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに則った経営の推進を確保するため、代表取締役社長を委員長、常勤監査役及び関連役員・部室長を含む委員により構成され、コンプライアンスの推進活動、コンプライアンス違反への対応や内部通報規程に基づく業務等を行っております。

内部統制システムの整備状況

イ．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムにつきましては、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、必要に応じて改定し、よりコーポレート・ガバナンスに資するシステムとなるよう整備しております。

ロ．内部統制システム構築の基本方針

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また、取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場

合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。

(b) 取締役会については、社内規程に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。

(c) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。

(d) 当社は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、また、企業理念にのっとりた行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。

(e) 当社は、法令・社内規程に基づき、取締役及び使用人に対し、職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を、職制に基づいて行っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社において保存及び管理し、少なくとも10年間取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持してまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものいたします。

(b) 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社取締役等で構成される会議体を設置し、定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。

e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。

(a) 子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社の取締役会とは別に構成される会議体に報告し、その是正を図ることとしております。

(b) () 子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとしております。

() 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

() 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、取締役会とは別に構成される会議体において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。

(c) 子会社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に構成される会議体に各社代表取締役が出席し各子会社の経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

(d) 当社は、子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととしております。

(b) 前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしております。

(c) (a)の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとしております。

g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

- (a) 監査役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。
 - (b) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行っております。
 - (d) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。
- h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
 - (b) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
 - (c) 監査役の職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとしております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

イ.被保険者の範囲 当社および子会社の取締役・監査役・執行役員・管理職立場の従業員

ロ.保険契約の内容

- a.個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して負担することとなった損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。
- b.被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因するD&O訴訟については、填補の対象外としています。
- c.当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

イ. 剰余金の処分

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

ロ．中間配当

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、会社法454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ．自己株式の処分

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応し財務戦略を機動的に実行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

二．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	吉松 徹郎	1972年 8月13日	1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社)入 社	(注) 5	7,156,947
			1999年 7月 当社設立 代表取締役社長(現任)		
			2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle China Corporation Limited) 代表取締 役		
			2012年 8月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役(現任)		
			2014年 9月 istyle China Co., Limited 董事長		
			2014年12月 株式会社アイスタイルトレーディ ング 代表取締役		
			2015年 7月 istyle China Co., Limited 董事(現任)		
			2016年 6月 UTグループ株式会社 社外取締役(現任)		
			2016年 9月 株式会社Eat Smart 取締役(現任)		
			2018年 7月 株式会社アイスタイルキャリア 代表取締役		
			2018年10月 株式会社ブラネット 社外取締役(現任)		
			2019年 4月 株式会社ISクリエイティブエージェ ンシー設立準備会社(現 株式会社 Dot & Space) 代表取締役		
			2019年 4月 株式会社ISタレントマネジメント設 立準備会社(現 株式会社Over The Border) 代表取締役		
			2019年 7月 株式会社アイメイカーズ(2020年4 月1日に株式会社アイスタイル レーディングに吸収合併) 代表取 締役		
2019年 7月 株式会社Dot & Space 取締役(現任)					
2020年 9月 株式会社Over The Border 取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	菅原 敬	1969年 8月13日	1996年 5月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社) 入社 2000年 1月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株 式会社 入社 2001年 9月 当社 取締役(現任) 2008年 2月 株式会社コスメ・コム 代表取締役 2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle China Corporation Limited) 代表取締役 2015年 7月 株式会社アイスタイルトレーディ ング 取締役(現任) 2015年 9月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役(現任) 2016年 6月 株式会社iSGSインベストメントワー クス取締役(現任) 2016年10月 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事(現任) 2017年 7月 i-TRUE Communications Inc. 董事(現任) 2017年 7月 istyle USA, Inc. 代表取締役(現任) 2017年 7月 MUA Inc.代表取締役(現任) 2018年 4月 istyle Retail (Thailand) Co.,Limited 取締役(現任) 2018年 6月 Fringe81株式会社 社外取締役(現任) 2018年 6月 株式会社tsumug 社外取締役(現任) 2020年 1月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle China Corporation Limited) 代表取締役(現任) 2020年 1月 istyle China Co., Limited 董事長兼総経理(現任) 2020年 7月 経済同友会2020年度企業経営委員会 副委員長(現任) 2021年 3月 株式会社オープンエイト 社外取締役(現任) 2021年 6月 日本ベンチャーキャピタル協会 グローバル部会委員(現任)	(注) 5	472,530
取締役	山田 メユミ	1972年 8月30日	1995年 4月 香栄興業株式会社 入社 1997年 5月 株式会社キスミーコスメチックス (現株式会社伊勢半)入社 1999年 7月 当社設立 代表取締役 2009年12月 当社 取締役(現任) 2012年 5月 株式会社サイバースター(2017年7 月1日当社に吸収合併)* 代表取締役 2015年 9月 株式会社メディア・グローブ 取締役(現任) 2016年 3月 株式会社ISパートナーズ 代表取締役 2017年 6月 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2017年 6月 株式会社かんぼ生命保険 社外取締役(現任) 2019年10月 学校法人都築学園 理事(現任) 2019年11月 株式会社ISパートナーズ 取締役(現任) 2021年 6月 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役(現任)	(注) 5	949,891

* 株式会社サイバースターは、2014年8月1日付で株式会社アイスタイルビューティソリューションズに社名を変更しております。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	那珂 通雅	1964年 8月14日	1989年 4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社 2009年10月 シティグループ証券株式会社 取締役 2009年12月 シティグループ証券株式会社 取締役副社長 2010年11月 ストームハーバー証券株式会社 代表取締役社長 2011年 3月 GLM株式会社 監査役 2014年 7月 あすかアセットマネジメント株式会社 取締役 2014年 7月 株式会社eWell 取締役 2014年 9月 当社 取締役(現任) 2014年10月 ストームハーバー証券株式会社 取締役会長 2014年11月 株式会社ジーニー取締役(現任) 2015年 7月 プリベント少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2016年 7月 ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役(現任) 2017年 6月 株式会社アクセルレーター 代表取締役(現任) 2018年12月 ボードウォーク・トレーディング株式会社 取締役(現任) 2019年 3月 株式会社ビジョン 取締役(現任) 2020年 5月 株式会社ベクトル 取締役(現任) 2021年 5月 HOUYOU株式会社 社外取締役(現任)	(注) 5	21,969
取締役	宇佐美 進典	1972年10月12日	1996年 4月 トーマツコンサルティング株式会社(現デロイトトーマツコンサルティング合同会社)入社 1999年 9月 株式会社アクシブドットコム(現株式会社CARTA HOLDINGS)設立 取締役COO 2002年 9月 株式会社アクシブドットコム(現株式会社CARTA HOLDINGS) 代表取締役CEO 2005年12月 株式会社サイバーエージェント 取締役 2018年10月 株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社(現株式会社VOYAGE GROUP) 代表取締役(現任) 2019年 1月 株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役会長(現任) 2019年 1月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ 取締役(現任) 2019年 7月 株式会社Fringe81 社外取締役 2020年 1月 株式会社電通グループ DJNボード(現任) 2021年 9月 当社 取締役(現任)	(注) 5	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	原 陽年	1963年 5月14日	1992年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ 監査法人)入所 1997年 4月 公認会計士登録 2001年 8月 株式会社インテラセット入社 社長室長 2005年 9月 株式会社東洋新薬入社 経営企画部長兼管理本部本部長 2008年 2月 当社 監査役(現任)	(注) 6	
監査役	都 賢治	1959年11月14日	1983年 4月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 1989年 3月 都会計事務所設立 所長 1990年 8月 株式会社アルタス設立 代表取締役(現任) 1992年 9月 株式会社グロービス 取締役 2003年 9月 株式会社マクロミル 監査役 2006年12月 当社 監査役(現任) 2011年 3月 トレンダーズ株式会社 監査役(現任) 2011年 7月 デジタルコースト株式会社 (現株式会社チームスピリット) 取締役 2012年 8月 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 2013年 6月 株式会社グロービス 監査役(現任) 2015年11月 税理士法人アルタス 代表社員(現任) 2016年 7月 toBeマーケティング株式会社 監査役(現任) 2016年 9月 SATORI株式会社 取締役(現任) 2017年 6月 株式会社アシロ 監査役(現任) 2018年 6月 株式会社サイバー・バズ 監査役(現任) 2019年12月 株式会社オープンエイト 監査役(現任) 2020年 5月 株式会社フォトラクション 監査役(現任)	(注) 6	10,548
監査役	伊藤 章子	1979年12月 9日	2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責 任監査法人)入所 2008年 7月 公認会計士登録 2014年10月 クリフィックス税理士法人入所 2014年12月 税理士登録 2015年 6月 ペットゴー株式会社 社外監査役 2017年10月 伊藤章子公認会計士事務所 代表(現任) 2018年 3月 株式会社すららネット 社外監査役 2019年 4月 ビクシーダストテクノロジー株式 会社 社外監査役(現任) 2019年 6月 ペットゴー株式会社 監査等委員(現任) 2019年 9月 当社 監査役(現任) 2020年 7月 株式会社コンヴァノ 社外取締役(現任)	(注) 6	5,263
計					8,617,148

- (注) 1 取締役 那珂通雅及び宇佐美進典は、社外取締役であります。
- 2 監査役 原陽年、都賢治及び伊藤章子は、社外監査役であります。
- 3 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。なお、2021年6月30日現在の実質持株数を記載しております。
- 4 取締役の山田メユミにつきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、山田芽由美であります。
- 5 取締役の任期は、2021年6月期に係る定時株主総会終結の時から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役の任期は、2019年6月期に係る定時株主総会終結の時から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は3名であります。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対して適切な意見を述べていただけるか、社外役員と当社との関係等を勘案して独立性に問題がないかを総合的に検討しております。当社は、社外取締役那珂通雅、社外取締役宇佐美進典、社外監査役原陽年、監査役都賢治及び監査役伊藤章子を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届出を行っております。

社外取締役那珂通雅は、株式会社ビジョンの社外取締役を兼任しており、同社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、同氏は、当社の株式21,969株を所有しております。社外取締役宇佐美進典は、株式会社電通グループのDJNボードを兼任しており、同社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しておりません。また、同氏は、当社グループの主要な取引先である株式会社サイバー・コミュニケーションズの取締役役に就任しておりますが、同社の業務執行者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立性については十分に確保されていると判断しております。社外監査役都賢治は、株式会社グロービス及び株式会社オープンエイトの社外監査役を兼任しており、同2社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、同氏は、当社の株式10,548株を所有しております。社外監査役伊藤章子は、当社の株式5,263株を所有しております。

上記以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び相互連携並びに内部統制部門との連携

社外取締役2名、社外監査役3名は、会社経営者としての経験や、公認会計士、税理士としての幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言及び監査を実施しております。社外取締役2名は、経営管理部門及び内部統制部門との間で情報交換を行うことで業務の効率性及び有効性の向上に、また社外監査役3名は、情報交換を行うことで内部監査室及び内部統制部門との相互連携を図り、監査の効率性及び有効性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、原則として毎月、定例取締役会開催後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

当事業年度において当社は監査役会を21回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原 陽年	21回	21回
都 賢治	21回	21回
伊藤 章子	21回	21回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画や会計監査人の監査の方法及び結果の相当性のほか、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況やグループ全体でのコンプライアンス体制等です。

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による取締役会とは別に構成される会議体及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各事業部門、当社グループの取締役及び監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

内部監査の状況

当社は、社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、監査計画に基づき監査を実施しております。当社の全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長へ報告を行っております。

当社の内部監査の人員は1名であり、内部監査について相当程度の知見と経験を有するものであります。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携)

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、定期的に会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査室が同席することで情報の共有を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

b. 継続監査期間

13年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 鈴木 登樹男

指定有限責任社員業務執行社員 古谷 大二郎

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他5名

e. 監査法人の選定方針と理由

(選定方針)

当社の監査役及び監査役会では、監査法人候補の独立性と専門性を適切に評価するために、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」を定めております。

当社監査役会は、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」に従い、監査法人の監査実施状況の把握・評価を行っております。

(選定理由)

当社の監査役及び監査役会が有限責任監査法人トーマツを監査法人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

また、監査法人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について適宜確認を行っております。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、品質管理体制、独立性、経営者・監査等委員・財務経理部門とのコミュニケーションなどの選定方針の項目に基づき会計監査人を評価した結果、会計監査は適正であったと総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	46	2	46	
連結子会社				
計	46	2	46	

当連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬が1百万円発生しております。

(非監査業務に基づく報酬の内容)

前連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導を委託し、その対価を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社		7		
連結子会社	3		1	
計	3	7	1	

(非監査業務に基づく報酬の内容)

前連結会計年度

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対して、事業推進に関するアドバイザー・サービスを委託し、その報酬を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

当社の連結子会社であるistyle Retail (Thailand) Co.,Limitedは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社であるistyle Retail (Thailand) Co.,Limitedは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両社で協議の上、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の職務遂行状況、必要な監査日数及び人員数等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a) 取締役の報酬等

取締役の報酬等の額の決定につきましては、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

取締役個々に対する報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、会社の業績や経営内容、経済情勢および各人の年度評価等についての代表取締役との面談を踏まえて、次期の職責を勘案し、社外取締役の助言を得た上で、取締役会決議による委任に基づき、代表取締役が決定しております。また、代表取締役に委任した理由は、経営内容等及び各人の年度評価等、次期の職責を勘案して決定するにあたり、代表取締役が最も適切であると判断したためです。

なお、取締役の報酬限度額は、2011年12月15日開催の臨時株主総会決議において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与とは含まない。)と決議されております。定款上の取締役の員数は7名以内であります。

また、取締役の報酬体系は、固定報酬のみであり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、上記に記載の通りですが、2021年6月30日開催の取締役会において、同決定方針を以下のとおり変更する決議をいたしました。

1) 報酬制度の基本方針

() 取締役の報酬等の総額については、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して決定します。

() 取締役個々の報酬等については、会社の業績や経営内容、経済情勢及び各人の年度評価、次期の職責を勘案して決定します。

2) 報酬制度の体系

取締役の報酬体系は、各取締役の役位及び担当職務に応じた固定報酬のみとし、月次報酬として支給します。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

3) 報酬の決定方法等

取締役の基本報酬については、取締役会が、委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえ、決定します。

b) 監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2004年9月28日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されております。なお、定款上の監査役の員数は4名以内であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	81	81				3
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	26	26				5

(注) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役及び監査役それぞれ賞与を含め、取締役が年額250百万円以内、監査役が年額50百万円以内であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である株式には、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を、純投資目的以外の目的である投資株式には、それらの目的に加えて当社の中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとし、その中には上場株式が含まれる場合もあります。

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合は、以下のとおり対応することといたします。

担当取締役が、適宜、政策保有株式を保有することの合理性の検証を行い、取締役会に諮ることとし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資しないと判断した場合は、株式市場の状況なども考慮しながら、売却することを検討いたします。

また、当社が高い議決権比率を有する投資先については、企業との対話を行い、当該会社の企業価値向上、及びそれによる当社の企業価値向上に寄与するかを基準として、議案に対する賛否を判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	210
非上場株式以外の株式	1	427

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ハウス オブローゼ	260,000	260,000	株式会社ハウス オブ ローゼのプライベート化粧品の海外拡販とアイスタイルグループの海外販路の拡大を目指していくにあたり、両社の連携を一層深めるため、株式を取得いたしました。 定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、保有の合理性はa.で記載の方法により検証しております。	無
	427	417		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	19	415	21	461
非上場株式以外の株式	1	61	1	61

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式		7	17	53
非上場株式以外の株式				

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)及び事業年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適正な財務報告のための社内体制構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加などを通して、積極的な専門知識を蓄積すること並びに情報収集活動に努めております。また、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,647	7,205
受取手形及び売掛金	2,615	2,707
商品	3,078	2,146
営業投資有価証券	914	893
その他	884	540
貸倒引当金	5	2
投資損失引当金	65	65
流動資産合計	14,069	13,424
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,181	2,147
減価償却累計額	689	906
建物（純額）	1,492	1,241
リース資産	1,278	1,369
減価償却累計額	638	1,047
リース資産（純額）	639	322
その他	832	809
減価償却累計額	333	439
その他（純額）	499	369
有形固定資産合計	2,631	1,932
無形固定資産		
のれん	468	384
ソフトウェア	2,598	2,663
その他	162	282
無形固定資産合計	3,228	3,329
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,834	1 1,338
敷金及び保証金	1,986	1,845
繰延税金資産	144	71
その他	265	296
投資その他の資産合計	4,229	3,550
固定資産合計	10,088	8,811
資産合計	24,157	22,235

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,437	1,194
短期借入金	2 3,000	2 1,500
1年内返済予定の長期借入金	1,652	965
未払金	855	644
リース債務	560	355
未払法人税等	145	95
賞与引当金	230	94
店舗閉鎖損失引当金	35	
関係会社整理損失引当金		45
事業構造改善引当金	24	3
その他	1,217	986
流動負債合計	9,153	5,881
固定負債		
長期借入金	9,122	8,156
リース債務	386	81
繰延税金負債	38	3
その他	46	4
固定負債合計	9,592	8,245
負債合計	18,745	14,126
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,703	4,756
資本剰余金	2,882	3,937
利益剰余金	822	443
自己株式	280	280
株主資本合計	5,484	7,970
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	76	59
為替換算調整勘定	216	8
その他の包括利益累計額合計	292	67
新株予約権	97	59
非支配株主持分	125	148
純資産合計	5,413	8,109
負債純資産合計	24,157	22,235

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月 30日)
売上高	30,564	30,950
売上原価	16,571	16,627
売上総利益	13,993	14,323
販売費及び一般管理費	1 16,318	1 14,927
営業損失()	2,325	604
営業外収益		
受取利息	4	2
受取配当金	9	5
助成金収入	3	103
債務免除益		30
受取和解金	9	
違約金収入	6	
増値税還付金	2 5	
その他	15	31
営業外収益合計	50	172
営業外費用		
支払利息	53	63
為替差損	21	65
持分法による投資損失	74	194
投資事業組合運用損	4	13
その他	11	26
営業外費用合計	163	362
経常損失()	2,438	795
特別利益		
投資有価証券売却益	864	1,772
新株予約権戻入益	78	38
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	94	
特別利益合計	1,036	1,809
特別損失		
減損損失	3 3,097	3 175
店舗閉鎖損失	39	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	35	
臨時休業等による損失	4 340	4 16
投資有価証券評価損	50	1
関係会社株式売却損		173
賃貸借契約解約損		38
関係会社整理損		14
関係会社整理損失引当金繰入額		41
事業構造改善引当金繰入額	24	
その他	13	
特別損失合計	3,598	456
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	5,000	558
法人税、住民税及び事業税	155	131
法人税等調整額	26	38
法人税等合計	129	169
当期純利益又は当期純損失()	5,129	389

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	109	10
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	5,020	379

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月30日)
当期純利益又は当期純損失()	5,129	389
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	48	17
為替換算調整勘定	33	218
その他の包括利益合計	1 81	1 235
包括利益	5,210	624
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,108	604
非支配株主に係る包括利益	102	20

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,647	2,971	4,218	280	10,556	28	176	204	136	272	10,761
会計方針の変更による累積的影響額			21		21						21
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,647	2,971	4,198	280	10,536	28	176	204	136	272	10,740
当期変動額											
新株の発行	56	56			112						112
親会社株主に帰属する当期純損失()			5,020		5,020						5,020
自己株式の取得					-						-
連結子会社株式の取得による持分の増減		144			144						144
連結子会社株式の売却による持分の増減		0			0						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	48	40	89	39	147	275
当期変動額合計	56	88	5,020	-	5,052	48	40	89	39	147	5,327
当期末残高	3,703	2,882	822	280	5,484	76	216	292	97	125	5,413

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,703	2,882	822	280	5,484	76	216	292	97	125	5,413
会計方針の変更による累積的影響額											
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,703	2,882	822	280	5,484	76	216	292	97	125	5,413
当期変動額											
新株の発行	1,053	1,053			2,106						2,106
親会社株主に帰属する当期純利益			379		379						379
自己株式の取得				0	0						0
連結子会社株式の取得による持分の増減					-						-
連結子会社株式の売却による持分の増減		1			1						1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						17	208	225	38	23	210
当期変動額合計	1,053	1,054	379	0	2,486	17	208	225	38	23	2,696
当期末残高	4,756	3,937	443	280	7,970	59	8	67	59	148	8,109

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	5,000	558
減価償却費	2,183	1,738
のれん償却額	230	71
減損損失	3,097	175
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	2
投資損失引当金の増減額(は減少)	53	-
賞与引当金の増減額(は減少)	59	134
事業構造改善引当金の増減額(は減少)	24	21
持分法による投資損益(は益)	74	194
受取利息及び受取配当金	13	8
支払利息	53	63
為替差損益(は益)	10	48
投資事業組合運用損益(は益)	4	13
投資有価証券評価損益(は益)	50	1
関係会社株式売却損益(は益)	-	173
投資有価証券売却損益(は益)	864	1,772
債務免除益	-	30
新株予約権戻入益	78	38
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	94	-
臨時休業等による損失	340	16
賃貸借契約解約損	-	38
関係会社整理損	-	14
店舗閉鎖損失	39	-
売上債権の増減額(は増加)	87	102
営業投資有価証券の増減額(は増加)	372	54
たな卸資産の増減額(は増加)	213	873
仕入債務の増減額(は減少)	238	200
未払金の増減額(は減少)	92	90
その他	49	106
小計	98	1,737
利息及び配当金の受取額	13	8
利息の支払額	56	61
新型コロナウイルス感染症による助成金の受取額	19	75
臨時休業による損失の支払額	206	112
法人税等の支払額	70	95
営業活動によるキャッシュ・フロー	202	1,553

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	1,093	2,111
投資有価証券の取得による支出	30	20
有形固定資産の取得による支出	1,479	184
無形固定資産の取得による支出	1,503	1,256
差入保証金の差入による支出	602	6
定期預金の預入による支出	173	176
定期預金の払戻による収入	335	141
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	204
その他	39	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,399	389
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	300	1,500
長期借入れによる収入	8,000	-
長期借入金の返済による支出	1,801	1,652
リース債務の返済による支出	435	488
株式の発行による収入	108	2,091
新株予約権の発行による収入	44	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	192	14
自己株式の取得による支出	-	0
その他	3	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,026	1,557
現金及び現金同等物に係る換算差額	24	125
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,401	509
現金及び現金同等物の期首残高	3,184	6,584
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,584	1 7,094

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

株式会社コスメ・コム

株式会社コスメネクスト

株式会社アイスタイルトレーディング

株式会社アイスタイルキャリア

株式会社ISパートナーズ

株式会社メディア・グローブ

株式会社Eat Smart

株式会社Over The Border

株式会社istyle me

istyle China Co., Limited

istyle Global (Singapore) Pte. Limited

istyle China Corporation Limited

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited

istyle Retail (Thailand) Co., Limited

i-TRUE Communications Inc.

istyle USA, Inc.

MUA Inc.

なお、第3四半期連結会計期間において、連結子会社でありマレーシアで化粧品のECサイトを運営するHermo Creative (M) Sdn. Bhd.の全株式を売却したため、第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

連結の範囲から除いた理由

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

株式会社iSGSインベストメントワークス

LiME株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

持分法を適用しない理由

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)コスメ・コム、(株)コスメネクスト、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)ISパートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Eat Smart、(株)Over The Border、(株)istyle meの決算日は6月30日、istyle China Co., Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、istyle USA, Inc.、MUA Inc.は12月31日、istyle Global (Singapore) Pte. Limitedは3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、istyle China Co., Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、istyle USA, Inc.、MUA Inc.及びistyle Global (Singapore) Pte. Limitedは6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、その他の連結子会社については子会社の決算日の財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

その他 4～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結納税制度の適用)

当社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より税効果会計について「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行などについては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
店舗用固定資産 1	1,713
店舗用固定資産に関する減損損失 2	95

- 1 連結貸借対照表の有形固定資産との差額219百万円は、店舗以外の固定資産です。
- 2 連結損益計算書の減損損失との差額80百万円は、店舗以外の資産に係る減損損失です。
内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係)」に記載のとおりです。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。香港の一部店舗において95百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としております。また、キャッシュ・フローの見積り方法は、資産グループ毎に営業利益を見積りの上、必要な項目を加減算する方法で、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

日本では数度の緊急事態宣言が発令される等、日本を含む多くの国で新型コロナウイルス感染症の一時的拡大がみられ、日本国内外の一部店舗においては、営業時間の短縮等による影響を受けております。

国内店舗におきましては、一部店舗において緊急事態宣言を受け休業していたため、2021年6月期の第4四半期においては、一時的に減収となりましたが、2022年6月期の第1四半期より徐々に回復すると仮定して、将来キャッシュ・フローを算定しております。

また、香港店舗におきましては、入境制限の延長が発表されており、2022年6月期の第2四半期より徐々にインバウンド需要が回復すると仮定して、将来キャッシュ・フローを算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

なお、将来キャッシュ・フローにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を加味しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が高く、感染拡大がさらに長期化した場合や深刻化した場合は、会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であり
ます。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた3百万円は「助成金収入」として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
投資有価証券(株式)	217百万円	47百万円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
当座貸越極度額の総額	7,800百万円	6,300百万円
借入実行残高	3,000百万円	1,500百万円
差引額	4,800百万円	4,800百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
給与手当	3,972百万円	3,851百万円
賃借料	2,739百万円	2,998百万円
減価償却費(のれん償却を含む)	2,413百万円	1,809百万円
貸倒引当金繰入額	11百万円	0百万円
賞与引当金繰入額	189百万円	94百万円
支払手数料	1,430百万円	1,491百万円

- 2 増値税還付金の内容は次の通りであります。

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

中国の増値税優遇税制により、istyle China Co., Limitedが還付を受けたものであります。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

3 減損損失

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
On Platform事業 事業資産	東京都	のれん	4百万円
		ソフトウェア	13百万円
		その他(無形固定資産)	116百万円
	計	132百万円	
Beauty Service事業 店舗設備	東京都(1店舗)	建物	22百万円
		その他(有形固定資産)	1百万円
		敷金及び保証金	1百万円
	計	24百万円	
Global事業 店舗設備	香港(3店舗)	建物	69百万円
		リース資産	273百万円
		その他(有形固定資産)	7百万円
		ソフトウェア	8百万円
	計	358百万円	
Global事業 店舗設備	タイ(2店舗)	建物	82百万円
		リース資産	111百万円
		その他(有形固定資産)	7百万円
		ソフトウェア	9百万円
	計	209百万円	
Global事業 事業資産	マレーシア	のれん	1,066百万円
		建物	6百万円
		その他(有形固定資産)	10百万円
		ソフトウェア	2百万円
		その他(無形固定資産)	7百万円
	計	1,090百万円	
Global事業 事業資産	アメリカ合衆国	のれん	1,217百万円
		その他(有形固定資産)	1百万円
		ソフトウェア	44百万円
		その他(無形固定資産)	4百万円
	計	1,267百万円	
Global事業 事業資産	シンガポール	リース資産	3百万円
	計	3百万円	
全社資産	東京都	ソフトウェア	14百万円
	計	14百万円	
合計			3,097百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業・各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである事業資産・店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
On Platform事業 事業資産	東京都	ソフトウェア	21百万円
		その他(無形固定資産)	8百万円
		のれん	42百万円
	計	71百万円	
Global事業 店舗設備	香港(2店舗)	建物	12百万円
		リース資産(有形)	79百万円
		その他(有形固定資産)	2百万円
		ソフトウェア	2百万円
計	95百万円		
全社資産	東京都	建物	4百万円
		その他(有形固定資産)	2百万円
		敷金及び保証金	2百万円
	計	9百万円	
合計			175百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業・各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである事業資産・店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、On Platform事業の事業資産と全社資産につきましては、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能額は零と算定しております。店舗設備の使用価値の算定の際に適用した割引率は3.4%を用いております。

4 臨時休業等による損失

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で、政府や地方自治体の要請により臨時休業した店舗の固定費(人件費・減価償却費・家賃等)を、臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で、政府や地方自治体の要請により臨時休業した店舗の固定費(人件費・減価償却費・家賃等)を、臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3百万円	17百万円
組替調整額	70百万円	- 百万円
税効果調整前	72百万円	17百万円
税効果額	24百万円	- 百万円
その他有価証券評価差額金	48百万円	17百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	33百万円	277百万円
組替調整額	- 百万円	58百万円
税効果調整前	33百万円	218百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	33百万円	218百万円
その他の包括利益合計	81百万円	235百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,497,200	546,600	-	68,043,800

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 546,600株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,693,533	-	-	2,693,533

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第8回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	3
	第9回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	1
	第10回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	16
	第11回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	4
	第12回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	7
	第14回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	3
	第15回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	18
	第21回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第22回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第23回新株予約権	普通株式	-	9,000,000	-	9,000,000	44

(注) 第21回から第22回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,043,800	6,103,000		74,146,800

(変動事由の概要)

新株発行による増加 6,100,000株
新株予約権行使による増加 3,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,693,533	34		2,693,567

(変動事由の概要)

自己株式の買取による増加 34株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第9回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	1
	第14回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	3
	第15回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	11
	第21回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第22回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第23回新株予約権	普通株式	9,000,000	-	-	9,000,000	44

(注) 第21回から第22回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金	6,647百万円	7,205百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	93 "	139 "
預け金のうち容易に現金化可能なもの	31 "	27 "
現金及び現金同等物	6,584百万円	7,094百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引及びIFRS第16号「リース」適用海外子会社におけるリース資産

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、IFRS第16号「リース」適用海外子会社における店舗及びオフィスの賃借料等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
1年内	2,235百万円	1,703百万円
1年超	11,039 "	9,766 "
合計	13,273百万円	11,470百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ手段として用いる場合を除き、原則として行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度(2020年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)現金及び預金	6,647	6,647	
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金（ 1 ）	2,615 5		
	2,610	2,610	
(3)投資有価証券	417	417	
(4)敷金及び保証金（ 2 ）	1,678	1,619	59
資産計	11,352	11,293	59
(1)支払手形及び買掛金	1,437	1,437	
(2)短期借入金	3,000	3,000	
(3)未払金	855	855	
(4)未払法人税等	145	145	
(5)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	10,773	10,802	29
(6)リース債務 (長期リース債務を含む)	946	960	14
負債計	17,155	17,199	44

1. 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
2. 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

当連結会計年度(2021年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)現金及び預金	7,205	7,205	
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金（ 1 ）	2,707 2		
	2,705	2,705	
(3)投資有価証券	427	427	
(4)敷金及び保証金（ 2 ）	1,560	1,515	45
資産計	11,898	11,852	45
(1)支払手形及び買掛金	1,194	1,194	
(2)短期借入金	1,500	1,500	
(3)未払金	644	644	
(4)未払法人税等	95	95	
(5)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	9,122	9,166	44
(6)リース債務 (長期リース債務を含む)	436	441	5
負債計	12,991	13,040	49

1. 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
2. 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

前連結会計年度(2020年6月30日)

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(6)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様にリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

当連結会計年度(2021年6月30日)

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(6)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様にリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

営業投資有価証券

(単位：百万円)

区分	2020年6月30日	2021年6月30日
(1)上場株式(1)	61	61
(2)非上場株式	854	833
投資損失引当金(2)	65	65
小計	789	768
(3)転換社債型新株予約権付社債	0	0
貸倒引当金(3)	0	
小計		0
合計	849	828

1. TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、極端に流動性が低いため、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に含めております。

2. 非上場株式について投資損失引当金を控除してあります。

3. 転換社債型新株予約権付社債について貸倒引当金を控除してあります。

投資有価証券

(単位：百万円)

区分	2020年6月30日	2021年6月30日
(1)非上場株式	981	482
(2)転換社債型新株予約権付社債	195	207
(3)投資事業組合への出資持分	240	222
合計	1,417	911

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 営業投資有価証券、投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,647			
受取手形及び売掛金	2,615			

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,205			
受取手形及び売掛金	2,707			

(注) 4 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,652	965	6,428	154	104	1,469
リース債務	560	306	70	5	3	1
合計	2,211	1,272	6,498	160	107	1,470

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	965	6,428	154	104	104	1,365
リース債務	355	72	5	3	1	
合計	1,320	6,500	160	107	106	1,365

(有価証券関係)

1. 其他有価証券

前連結会計年度(2020年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式			
債券			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	417	469	52
債券			
その他			
小計	417	469	52
合計	417	469	52

(注) 上場株式(TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、極端に流動性が低いため時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に含めております。連結貸借対照表計上額61百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,835百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額195百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額240百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式			
債券			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	427	469	42
債券			
その他			
小計	427	469	42
合計	427	469	42

(注) 上場株式(TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、極端に流動性が低いため時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に含めております。連結貸借対照表計上額61百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,315百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額207百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額222百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,279	983	
債券			
その他			
合計	1,279	983	

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,118	1,779	
債券			
その他			
合計	2,118	1,779	

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当連結会計年度において378百万円(営業投資有価証券327百万円、投資有価証券50百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当連結会計年度において54百万円(営業投資有価証券53百万円、投資有価証券1百万円)減損処理を行っておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	1百万円	

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	78百万円	38百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社				
	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
決議年月日	2015年9月25日	2015年9月25日	2015年10月1日	2015年11月2日	2016年1月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員35名 子会社取締役2名 子会社従業員2名	当社代表取締役1名	当社従業員9名 子会社従業員4名	当社従業員1名 子会社従業員1名	当社従業員1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式2,316,000株	普通株式9,600,000株	普通株式130,000株	普通株式30,000株	普通株式20,000株
付与日	2015年10月16日	2015年10月16日	2015年10月16日	2015年11月4日	2016年1月18日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2016年6月期から2018年6月期のいずれかの期の営業利益が (a)営業利益が1,800百万円以上となった場合 行使可能割合：20% (b)営業利益が1,900百万円以上となった場合 行使可能割合：40% (c)営業利益が2,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益が (a)営業利益が2,100百万円以上となった場合 行使可能割合：50% (b)営業利益が3,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	2016年10月1日から2020年9月30日まで	2016年10月1日から2025年9月30日まで	2017年10月17日から2020年10月16日まで	2017年11月5日から2020年11月4日まで	2018年1月19日から2021年1月18日まで

会社名	提出会社			
	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権
決議年月日	2016年8月3日	2016年9月21日	2020年4月3日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名	子会社取締役2名	当社従業員17名 当社子会社取締役1名	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式10,000株	普通株式60,000株	普通株式281,000株	普通株式1,000,000株
付与日	2016年8月4日	2016年9月23日	2020年4月24日	2020年4月24日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	同左	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2021年6月期から2022年6月期のいずれかの期が (a)EBITDAが4,500百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (b)EBITDAが5,000百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (c)EBITDAが5,500百万円以上となった場合 行使可能割合：50%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2021年6月期から2024年6月期のいずれかの期が (a)EBITDAが5,500百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (b)EBITDAが6,000百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (c)EBITDAが7,000百万円以上となった場合 行使可能割合：50%
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	2018年8月5日から 2021年8月4日まで	2018年9月24日から 2021年9月23日まで	2021年10月1日から 2023年3月31日まで	2021年10月1日から 2024年10月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。
株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数の調整を行うものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、2015年10月1日付にて1株に対して2株の割合で、2016年2月1日付にて1株に対して2株の割合で株式分割を行っておりますので、株式の付与数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社				
	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
決議年月日	2015年 9月25日	2015年 9月25日	2015年 10月1日	2015年 11月2日	2016年 1月15日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)					
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)					
未確定残(株)					
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	1,738,400	4,800,000	71,200	20,000	20,000
権利確定(株)					
権利行使(株)	3,000				
失効(株)	1,735,400		71,200	20,000	20,000
未行使残(株)		4,800,000			

会社名	提出会社			
	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権
決議年月日	2016年 8月3日	2016年 9月21日	2020年 4月3日	2020年 4月3日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)			271,000	1,000,000
付与(株)				
失効(株)			58,800	
権利確定(株)				
未確定残(株)			212,200	1,000,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	10,000	50,000		
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)		20,000		
未行使残(株)	10,000	30,000		

単価情報

会社名	提出会社				
種類	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
決議年月日	2015年 9月25日	2015年 9月25日	2015年 10月1日	2015年 11月2日	2016年 1月15日
権利行使価格(円)	397	397	516	544	1,031
行使時平均株価(円)	310				
付与日における公正な評価単価(円)	1.5	0.25	228	216.5	356

会社名	提出会社			
種類	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権
決議年月日	2016年 8月3日	2016年 9月21日	2020年 4月3日	2020年 4月3日
権利行使価格(円)	872	804	21	21
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	329	360	0.01	0.01

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
権利確定条件等を考慮し、失効数を見積もっております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しており、第8回、第9回新株予約権について、この会計処理を採用しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第8回、第9回、第21回、第22回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	772百万円	673百万円
税務上の繰越欠損金(注)2	881百万円	1,410百万円
預り金(ポイント)	66百万円	80百万円
賞与引当金	66百万円	26百万円
貸倒引当金	1百万円	1百万円
未払事業税	12百万円	7百万円
営業投資有価証券	124百万円	123百万円
その他	170百万円	155百万円
繰延税金資産小計	2,093百万円	2,474百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	816百万円	1,136百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,132百万円	826百万円
評価性引当額小計	1,949百万円	1,962百万円
繰延税金資産合計	144百万円	512百万円
繰延税金負債		
外国子会社合算課税	百万円	384百万円
その他	38百万円	60百万円
繰延税金負債合計	38百万円	444百万円
繰延税金資産(負債)の純額	106百万円	68百万円

(注) 1. 減損損失を減価償却超過額に含めて記載しております。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)				0	19	861	881百万円
評価性引当額				0	19	798	816百万円
繰延税金資産						64	(b) 64百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金881百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産64百万円を計上しております。当該繰延税金資産64百万円は、連結子会社株式会社アイスタイルキャリアにおける税務上の繰越欠損金の残高8百万円(法定実効税率を乗じた額)及び連結子会社株式会社アイスタイルトレーディングにおける税務上の繰越欠損金の残高56百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			0	16	67	1,326	1,410百万円
評価性引当額			0	16	45	1,075	1,136百万円
繰延税金資産					23	251	(b) 274百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,410百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産274百万円を計上しております。当該繰延税金資産274百万円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高173百万円(法定実効税率を乗じた額)、連結子会社株式会社コスメネクストにおける税務上の繰越欠損金の残高67百万円(法定実効税率を乗じた額)、連結子会社株式会社アイスタイルトレーディングにおける税務上の繰越欠損金の残高31百万円(法定実効税率を乗じた額)、連結子会社株式会社ISパートナーズにおける税務上の繰越欠損金の残高0百万円(法定実効税率を乗じた額)及び連結子会社株式会社Over The Borderにおける税務上の繰越欠損金の残高2百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループが使用している、一部建物の賃貸借契約において、当該賃貸建物等に係る有形固定資産（内部造作等）の除去などの原状回復が契約で要求されていることから、当該有形固定資産に関連する資産除去債務を計上しなければならない場合があります。この場合において、当該賃貸借契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金に回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの主な事業は化粧品関連事業であり、化粧品に関するクチコミサイト及び当該サイトを軸にしたOn Platform事業、Beauty Service事業、Global事業、その他事業を展開しております。したがって、当社グループは提供サービス及び取扱商品の区分により「On Platform事業」、「Beauty Service事業」、「Global事業」、「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

On Platform事業には、国内外でのマーケティング事業、プレミアム会員向けサービス等が属しております。

Beauty Service事業には、国内における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店の運営等が属しております。

Global事業には、日本国外で展開するサービスが属しております。

その他事業には、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	7,720	15,300	6,168	1,376	30,564		30,564
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17	17	10	5	49	49	
計	7,738	15,317	6,178	1,381	30,613	49	30,564
セグメント利益又は損失 ()	1,194	685	789	213	493	1,832	2,325
セグメント資産	4,551	6,758	6,193	1,335	18,838	5,319	24,157
その他の項目							
減価償却費	1,496	189	437	0	2,123	61	2,183
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,554	1,311	151		3,016	51	3,066

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,832百万円は、セグメント間取引消去 2百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,834百万円であります。
2. セグメント資産の調整額5,319百万円は、セグメント間取引消去 5,835百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産11,154百万円であります。
3. 減価償却費の調整額61百万円は、各報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額51百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
5. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	6,981	18,260	4,660	1,049	30,950		30,950
セグメント間の内部 売上高又は振替高	223	49	45	7	325	325	
計	7,204	18,309	4,704	1,056	31,274	325	30,950
セグメント利益又は損失 ()	1,313	271	157	18	867	1,471	604
セグメント資産	4,582	7,284	7,008	1,340	20,213	2,022	22,235
その他の項目							
減価償却費	997	320	359	12	1,688	50	1,738
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,165	112	1	1	1,279	18	1,296

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,471百万円は、セグメント間取引消去15百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,486百万円であります。

2. セグメント資産の調整額2,022百万円は、セグメント間取引消去 7,883百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産9,905百万円であります。

3. 減価償却費の調整額50百万円は、セグメント間取引消去 8百万円及び各報告セグメントに帰属しない全社資産58百万円に係るものであります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額18百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

5. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
25,042	5,489	33	30,564

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
1,903	728		2,631

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
27,111	3,796	42	30,950

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
1,591	342		1,932

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失	132	24	2,927		14	3,097

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失	71		95		9	175

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額	19		207	4		230
当期末残高	50		394	23		468

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額	8		57	6		71
当期末残高	-		366	18		384

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉松 徹郎			当社 代表取締役	(被所有) 直接 11.23	当社 代表取締役	ストック・ オプション の権利行使 (注)1	29		
役員	菅原 敬			当社 取締役	(被所有) 直接 0.79	当社 取締役	ストック・ オプション の権利行使 (注)1	23		
子会社の役員	吉田 直史			当社 子会社 取締役	(被所有) 直接 0.17	当社 子会社 取締役	ストック・ オプション の権利行使 (注)2	29		
役員及びその 近親者が過 半数を所有 している会 社(当該会 社の子会社 を含む)	株式会社ワイ (注)3	東京都 目黒区	10	株式・不動 産投資業	(被所有) 直接 9.35	当社への 出資	新株予約権 の 発行 (注)4	44	新株予 約権	44

(注) 1 2013年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

2 2015年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

3 株式会社ワイは当社代表取締役社長吉松徹郎が議決権の100%を直接保有しております。

4 2020年6月5日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権であります。新株予約権の発行については、第三者機関の評価を勘案して決定しております。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	79.44円	110.60円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	76.94円	5.50円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		5.28円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	5,020	379
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	5,020	379
普通株式の期中平均株式数(株)	65,241,280	68,995,843
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		2,857,412
(うち新株予約権)(株)		(2,857,412)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 銘柄 潜在株式の数1,351,000株	新株予約権 4 銘柄 潜在株式の数1,252,200株

(重要な後発事象)

当社は、2021年8月16日開催の取締役会において、Glowdayz, Inc. (本社：韓国ソウル特別市、Founder & CEO：Junesik Kong、以下「Glowdayz」という。)を連結子会社化することを決議し、2021年8月31日に当社の100%子会社を通じて株式を取得いたしました。

(1) 株式取得の目的

当社は、アジアを中心に海外事業を展開しており、中長期で世界を股にかけるプラットフォームの構築を目指しておりますが、昨今における新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、国内における収益事業への注力や事業の選択と集中を行うなど、収益性の改善に努めております。

しかしながら、将来への成長投資は不可欠であるため、財務状況と短期・中長期における業績寄与のバランスを慎重に検討した結果、今回Glowdayzの株式を取得し子会社化することを決議いたしました。

Glowdayzは、2013年7月に化粧品のクチコミやランキングのプラットフォームである「GLOWPICK」をオープンし、現在では韓国国内において最大級の規模を誇る美容の総合プラットフォームにまで成長いたしました。主な事業としては、同プラットフォームを中心としたマーケティング事業と、国内外でのパートナーシップを活かした化粧品流通事業を展開しており、当社のプラットフォームの柱であるメディア・EC・店舗との親和性も高く、今回の子会社化による連携強化で企業価値の向上に資するものと見込んでおります。

その将来的な成長可能性を鑑み、2019年4月にGlowdayzとの資本業務提携を締結し、当社従業員がGlowdayzの役員として経営に参画するなど積極的な成長支援を続けたことにより、直近決算期における売上高は大きく飛躍しました。この結果を受け、当社のプラットフォームへの寄与が高く見込めることから、この度子会社化することとなりました。今後も引き続きGlowdayzの成長を加速させることでプラットフォームの基盤をより強固にし、当社グループの中長期的な成長を図ってまいります。

(2) 株式取得の相手先の名称

9社及び2者から株式を取得いたしました。先方の意向により、公表は控えさせていただきます。なお、当社と当該取得先との間で資本関係、人的関係、取引関係に関する記載すべき事項はございません。

(3) 取得した会社の名称、事業の内容、規模

社名	Glowdayz, Inc .	
所在地	18F 410 , Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul , Republic of Korea	
代表者の氏名	Junesik Kong	
主な事業の内容	「GLOWPICK」を中心としたマーケティング事業と化粧品流通事業	
当社と当該会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社会社はGlowdayzの総議決権の14.9%に相当する株式を保有しております。
	人的関係	当社従業員を同社の社外取締役として派遣しております。
	取引関係	開示すべき重要な取引はありません。
2020年12月期の経営成績及び財政状態()	資本金	6百万円
	純資産	228百万円
	総資産	495百万円
	売上高	613百万円
	経常利益	152百万円

2020年12月末時点の為替レート1KRW = 0.0952円で計算しております。

(4) 株式取得の時期

2021年8月31日

(5) 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

異動前の所有株式数・持分比率	19,814 株 (14.9%)
取得株式数	52,823株
取得価額	855百万円()
異動後の所有株式数・持分比率	72,637 株 (54.8%)

想定為替レート1KRW = 0.0940円で計算しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,000	1,500	0.68	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,652	965	0.25	
1年以内に返済予定のリース債務	560	355	1.77	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,122	8,156	0.41	2022年7月～ 2029年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	386	81	1.91	2022年7月～ 2025年12月
合計	14,719	11,058		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,428	154	104	104
リース債務	72	5	3	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	7,505	15,615	23,186	30,950
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前四半期純損失() (百万円)	196	698	1,238	558
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	281	777	1,392	379
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	4.29	11.67	20.42	5.50

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	4.29	7.32	8.61	24.79

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,437	2,541
受取手形	15	-
売掛金	1 858	1 998
商品	1	1
営業投資有価証券	521	475
未収入金	1 265	1 277
立替金	1 121	1 98
前払費用	107	82
前渡金	6	-
関係会社短期貸付金	1,120	2,685
その他	1 208	1 865
貸倒引当金	3	641
投資損失引当金	65	65
流動資産合計	7,590	7,316
固定資産		
有形固定資産		
建物	153	130
工具、器具及び備品	52	33
リース資産	32	21
有形固定資産合計	237	184
無形固定資産		
ソフトウェア	2,510	2,556
商標権	60	95
リース資産	1	0
その他	102	186
無形固定資産合計	2,672	2,837
投資その他の資産		
投資有価証券	869	859
関係会社株式	5,389	4,818
関係会社長期貸付金	3,880	3,118
繰延税金資産	-	363
その他	695	641
貸倒引当金	855	782
投資その他の資産合計	9,977	9,017
固定資産合計	12,887	12,038
資産合計	20,477	19,354

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 110	1 120
短期借入金	2 3,000	2 1,500
関係会社短期借入金	1,073	1,293
1年内返済予定の長期借入金	1,652	965
リース債務	11	11
未払金	1 351	1 400
未払費用	1 93	1 79
未払法人税等	66	2
前受金	105	137
預り金	245	283
賞与引当金	159	55
事業構造改善引当金	15	3
その他	1 143	1 49
流動負債合計	7,021	4,897
固定負債		
長期借入金	9,122	8,156
関係会社長期借入金	-	1,000
リース債務	22	11
その他	2	1
固定負債合計	9,146	9,169
負債合計	16,167	14,066
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,703	4,756
資本剰余金		
資本準備金	3,474	4,527
その他資本剰余金	201	201
資本剰余金合計	3,675	4,728
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,809	3,915
利益剰余金合計	2,809	3,915
自己株式	280	280
株主資本合計	4,289	5,289
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	76	59
評価・換算差額等合計	76	59
新株予約権	97	59
純資産合計	4,310	5,288
負債純資産合計	20,477	19,354

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	1 6,973	1 6,632
売上原価	1 1,343	1 1,155
売上総利益	5,630	5,477
販売費及び一般管理費	1, 2 6,666	1, 2 5,649
営業損失()	1,036	172
営業外収益		
受取利息	1 39	1 51
受取配当金	9	5
為替差益	4	32
助成金収入	-	31
関係会社業務受託収入	1 7	1 4
その他	11	15
営業外収益合計	70	139
営業外費用		
支払利息	1 40	1 77
貸倒引当金繰入額	633	566
投資事業組合運用損	19	40
その他	0	16
営業外費用合計	692	698
経常損失()	1,659	732
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	120	-
新株予約権戻入益	78	38
特別利益合計	198	38
特別損失		
減損損失	17	9
関係会社株式売却損	-	135
投資有価証券評価損	40	1
関係会社株式評価損	3,034	547
抱合せ株式消滅差損	-	5
賃貸借契約解約損	-	38
関係会社整理損	-	14
事業構造改善引当金繰入額	15	-
特別損失合計	3,107	747
税引前当期純損失()	4,567	1,441
法人税、住民税及び事業税	12	28
法人税等調整額	-	363
法人税等合計	12	335
当期純損失()	4,579	1,106

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	70	5.2	39	3.4
経費		1,273	94.8	1,116	96.6
売上原価		1,343	100.0	1,155	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	962	1,035

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	3,647	3,418	201	3,619	1,770	1,770	280	8,757	68	68	136	8,825
当期変動額												
新株の発行	56	56		56				112				112
当期純損失()					4,579	4,579		4,579				4,579
自己株式の取得								-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									8	8	39	48
当期変動額合計	56	56	-	56	4,579	4,579	-	4,467	8	8	39	4,515
当期末残高	3,703	3,474	201	3,675	2,809	2,809	280	4,289	76	76	97	4,310

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	3,703	3,474	201	3,675	2,809	2,809	280	4,289	76	76	97	4,310
当期変動額												
新株の発行	1,053	1,053		1,053				2,106				2,106
当期純損失()					1,106	1,106		1,106				1,106
自己株式の取得							0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									17	17	38	21
当期変動額合計	1,053	1,053	-	1,053	1,106	1,106	0	999	17	17	38	978
当期末残高	4,756	4,527	201	4,728	3,915	3,915	280	5,289	59	59	59	5,288

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年から5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理してあります。

4 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上してあります。

(3)投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4)事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることと

なったため、当事業年度より税効果会計について「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行などについては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	4,818
関係会社株式評価損	547

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難な株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また、関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、発行会社の超過収益力を反映して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。その見積りの基礎となる将来計画の成長率の合理性を主要な仮定として、将来キャッシュ・フローを算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しており、第8回、第9回新株予約権について、この会計処理を採用しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第8回、第9回、第21回、第22回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
短期金銭債権	575百万円	1,084百万円
短期金銭債務	129百万円	189百万円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
当座貸越極度額の総額	7,800百万円	6,300百万円
借入実行残高	3,000百万円	1,500百万円
差引額	4,800百万円	4,800百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	293百万円	486百万円
仕入高	154百万円	358百万円
販売費及び一般管理費	246百万円	290百万円
営業取引以外の取引による取引高	50百万円	81百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
給料手当	1,928百万円	1,916百万円
減価償却費(のれん償却を含む)	1,522百万円	1,042百万円
貸倒引当金繰入額	10百万円	0百万円
賞与引当金繰入額	78百万円	42百万円
支払手数料	477百万円	435百万円
おおよその割合		
販売費	10.3%	10.7%
一般管理費	89.7%	89.3%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2020年6月30日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	5,094
(2) 関連会社株式	294
計	5,389

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2021年6月30日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	4,772
(2) 関連会社株式	46
計	4,818

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	280百万円	220百万円
関係会社株式	970百万円	906百万円
預り金(ポイント)	64百万円	77百万円
貸倒引当金	263百万円	436百万円
賞与引当金	36百万円	13百万円
営業投資有価証券	124百万円	123百万円
未払事業税	12百万円	-百万円
その他有価証券評価差額金	11百万円	18百万円
税務上の繰越欠損金	108百万円	532百万円
その他	82百万円	99百万円
繰延税金資産小計	1,950百万円	2,424百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価 性引当額	108百万円	359百万円
将来減算一時差異等に係る評価 性引当額	1,842百万円	1,697百万円
評価性引当額小計	1,950百万円	2,056百万円
繰延税金資産合計	-百万円	367百万円
繰延税金負債		
未収還付事業税等	-百万円	4百万円
繰延税金負債合計	-百万円	4百万円
繰延税金資産純額	-百万円	363百万円

(注) 減損損失を減価償却超過額に含めて記載しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	153	5	4 (4)	24	130	184
	工具、器具及び備品	52	2	2 (2)	19	33	128
	リース資産	32			11	21	33
	計	237	7	6 (6)	53	184	345
無形固定資産	ソフトウェア	2,510	1,018		973	2,556	2,691
	商標権	60	51		16	95	52
	リース資産	1			0	0	1
	その他	102	1,176	1,091		186	
	計	2,672	2,244	1,091	989	2,837	2,743

- (注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
ソフトウェア：オンプラットフォーム基盤 269百万円、
プラットフォーム基盤 489百万円、ビューティーサービス基盤 253百万円
- 2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。
建物：オフィスを一部解約したため、4百万円の減損損失を計上しております。
工具、器具及び備品：オフィスを一部解約したため、2百万円の減損損失を計上しております。
- なお、当該減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
- 3 「注記事項(損益計算書関係)」の減価償却費は当明細表における当期償却額より原価へ振替えた額1百万円を控除したものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	3	641	3	641
貸倒引当金(固定)	855	782	855	782
賞与引当金	159	55	159	55
投資損失引当金	65			65
事業構造改善引当金	15		13	3

- (2) 【主な資産及び負債の内容】
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。
- (3) 【その他】
該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株主の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.istyle.co.jp/index.html
株主に対する特典	毎年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元以上を保有する株主の皆様を対象とし、化粧品オンラインショッピングサイト「@cosme SHOPPING」商品購入時にご利用可能な割引券6,400円相当(600円相当×4枚、1,000円相当×4枚)及び「@cosme STORE」での限定お買い物割引券(10%割引券×3枚)を贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、当社定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第21期(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)2020年9月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年9月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第22期第1四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月6日関東財務局長に提出。

第22期第2四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月12日関東財務局長に提出。

第22期第3四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)2021年5月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2021年1月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2021年4月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2021年4月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2(連結子会社による子会社取得の決定)に基づく臨時報告書であります。

2021年8月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年9月29日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

第20期(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) 2020年11月6日関東財務局長に提出。

第21期(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) 2020年11月6日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当増資による新株式発行 2020年11月6日関東財務局に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年9月29日

株式会社アイスタイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木登樹男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷大二郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

@cosme TOKYOの固定資産の減損の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結貸借対照表に計上されている固定資産（残高8,811百万円）には、株式会社コスメネクストが運営する原宿駅前のフラッグシップショップである@cosme TOKYOの有形固定資産878百万円、無形固定資産21百万円、投資その他の資産202百万円の合計1,102百万円が含まれており、総資産の5.0%を占めている。</p> <p>@cosme TOKYOは2020年1月にオープンしているが、その直後に新型コロナウイルス感染症が拡大し、当初の想定通りの客数を獲得できていないため、減損の兆候が生じている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社グループは、店舗事業において各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としており、減損の兆候を判定している。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該固定資産の帳簿価額を下回るものについて、減損の認識を行っている。</p> <p>当該固定資産の減損の認識判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、客数、客単価の将来見込み及び新型コロナウイルス感染症の収束時期などの重要な仮定が用いられている。</p> <p>これらの見積りにおける重要な仮定は、経営者の判断に重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、@cosme TOKYOの固定資産の減損の認識判定を検討するにあたり、経営者による将来キャッシュ・フローの見積りに関して主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる将来計画が経営者によって承認された最新の予算と整合しているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる将来計画は客数、客単価などの重要な仮定と整合的に作成されているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる客数、客単価の将来見込みなどの重要な仮定に関して、過去の予算と実績の比較、最新の入店状況や販売状況及び単価の状況、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施したうえで、会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして、その仮定の合理性を評価した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞が将来キャッシュ・フローに及ぼす影響について、経営者への質問等により検討し、外部の情報源に基づく客観性のある情報に照らして新型コロナウイルス感染症の収束時期の合理性を評価した。

i-TRUE Communications Inc.ののれんの減損の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結貸借対照表に計上されているのれん（残高384百万円）には、2017年6月期に株式を取得して子会社化したi-TRUE Communications Inc.ののれん365百万円が含まれており、総資産の1.6%を占めている。i-TRUE Communications Inc.は美容ポータルサイト「UrCosme」の企画・運営を行っているが、取得時の計画より実績が下回っており、減損の兆候が生じている。</p> <p>会社グループは、連結財務諸表上ののれんについて、のれんの帰属する子会社を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としており、減損の兆候を判定している。減損の兆候が把握されたのれんについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計がのれんを含む資金生成単位の固定資産の帳簿価額を下回るものについて、減損の認識を行っている。</p> <p>当該のれんの減損の認識判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、受注数や契約数及び単価の将来見込みなどの重要な仮定が用いられている。</p> <p>これらの見積りにおける重要な仮定は、経営者の判断に重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、i-TRUE Communications Inc.ののれんの減損の認識判定を検討するにあたり、経営者による将来キャッシュ・フローの見積りに関して主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる将来計画が経営者によって承認された最新の予算と整合しているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる将来計画は受注数や契約数及び単価などの重要な仮定と整合的に作成されているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる受注数や契約数及び単価の将来見込みなどの重要な仮定に関して、過去の予算と実績の比較、最新の受注・契約及び単価の状況、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施したうえで、会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして、その仮定の合理性を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイスタイルの2021年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイスタイルが2021年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月29日

株式会社アイスタイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木登樹男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷大二郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイルの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社i-TRUE Communications Inc.株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>貸借対照表に計上されている関係会社株式（残高4,818百万円）には、2017年6月期に株式を取得して子会社化したi-TRUE Communications Inc.の関係会社株式517百万円が含まれており、総資産の2.7%を占めている。i-TRUE Communications Inc.は美容ポータルサイト「UrCosme」の企画・運営を行っている。</p> <p>当該株式は超過収益力を反映して一株当たり純資産額よりも高い価額で取得した、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は直近の財務諸表を基礎に発行会社の超過収益力を反映して実質価額を算定し、減損処理の判定を行っているが、取得時の計画より実績が下回っており、超過収益力に減損の兆候が生じている。</p> <p>当該株式の実質価額に含まれる超過収益力の減損の認識判定に必要な将来計画の見積りには、受注数や契約数及び単価の将来見込みなどの重要な仮定が用いられている。</p> <p>これらの見積りにおける重要な前提は、経営者の判断に重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社i-TRUE Communications Inc.株式の評価を検討するにあたり、実質価額に含まれる超過収益力の前提となる経営者による将来キャッシュ・フローの見積りに関して主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる将来計画が経営者によって承認された最新の予算と整合しているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる将来計画は受注数や契約数及び単価などの重要な仮定と整合的に作成されているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる受注数や契約数及び単価の将来見込みなどの重要な仮定に関して、過去の予算と実績の比較、最新の受注・契約及び単価の状況、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施したうえで、会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして、その合理性を評価した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。